

会 議 録 目 次

平成 2 9 年第 5 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 9 年 9 月 5 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸般の報告……………	5
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	5
	③報告第 5 号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率について……………	7
日程第 4	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について……………	9
日程第 5	諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について……………	12
日程第 6	認定第 1 号 平成28年度決算の認定について……………	14
日程第 7	認定第 2 号 平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	26
日程第 8	一般質問	
	○多田雄一議員……………	29
	○佐中十九昭議員……………	42
	○久留島元生議員……………	55
	○兼山益大議員……………	60
	○下岡憲国議員……………	78
	（延 会）……………	94

平成29年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成29年9月5日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 9月5日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 下 義 博 |
| 教 育 長         | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長       | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |
| 学校教育課教育指導監    | 森 山 真 文 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治

主 任 戶 成 正 考

主 事 木 村 俊 英

## 10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

### 日程第3 諸般の報告

## ①議会報告

## ②行政報告

③報告第5号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

日程第6 認定第1号 平成28年度決算の認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 8 一般質問

日程第 9 第27号議案 呉市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

日程第10 第28号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 第29号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第30号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第31号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 発議第8号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・調印を求める意見書  
案

日程第15 発議第9号 「協働労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書  
案

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第5回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

○議長（桑原）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より7番、下岡議員、8番、住吉議員を指名いたします。

○議長（桑原） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から９月15日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月15日までの11日間と決  
します。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をします。

午前 9 時 0 4 分 休憩

午前9時06分 再開

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間と決しております。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆さんにおかれましては、質問、質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の

上、発言をしてください。

次に、執行部におかれましては、質問、質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。

なお、質問、質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。

以上の点をお願いしておきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の報告としてお手元に配付しております、6月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、7月10日に、安芸地区衛生施設管理組合議会の臨時会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略について報告をいたします。

それでは、7月10日に開催されました平成29年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会について御報告を申し上げます。

第1回臨時会におきまして、人事案件1件が提出され、議会の議長選挙として坂町議会議長の川本英輔氏が全会一致で選任されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、平成29年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、7月28日の国道2号東広島バイパス、安芸バイパス、広島南道路建設促進東京要望に、8月23日の平成30年度広島県中央地域振興対策協議会主要施策説明に、それぞれ私が出席をいたしました。

続いて、7月6日から7日まで議会広報広聴調査特別委員会が、7月12日から13日まで建設産業委員会が、7月25日から26日まで福祉厚生委員会が、それぞれ所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますので、御参照ください。

また、6月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

以上で、議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、6月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

初めに、新庁舎整備についてでございますが、7月26日に公募型建築プロポーザルを行い、基本計画策定、基本設計及び地質調査業務の業者を特定し、8月1日付けで契約を締結いたしました。現在、基本計画策定に向けて、現庁舎の利用状況等を再確認し、庁舎規模の案の作成を進めております。

次に、梅雨時期の状況についてでございますが、今年は6月7日に梅雨入りし、7月19日に梅雨明けいたしました。この間、6月29日から30日に掛けての大雨の際には、町内パトロール、堀川ポンプの運転、道路の通行止めなどを行うとともに、30日の夜明けに瀬野川が避難判断水位を超えたため、災害警戒本部を設置し、避難準備、高齢者等避難開始を命令し、避難所を開設いたしました。この大雨による人的被害はありませんでした。また、中国地方に接近した台風3号、台風5号については、被害等はありませんでした。

続きまして、6月14日に第2回自主防災リーダー育成講座を行い、23名の方に自主防災リーダー認定証を交付いたしました。第1回の開催と合わせて、合計49名の方を認定いたしました。

6月20日に、災害対策本部員を含め、各職員が適切な災害対応をとること、また、災害対応上の課題を明らかにすることを目的に、洪水土砂災害を想定した図上訓練を行いました。

次に、災害時支援協定の締結についてでございますが、6月23日に食品等の供給について株式会社万惣と、7月7日に災害対応機材の供給について株式会社レンタルニッケンと、7月21日に飲料水の供給についてコカ・コーラウエスト株式会社と、8月10日に食品等の供給について株式会社ユアーズと協定を締結しました。

続きまして、北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応についてでございますが、6月11日に広島県と合同で弾道ミサイルを想定した情報伝達訓練を行いました。また、8月18日には消防庁からの配信文を防災行政無線で自動放送を行うJアラートによる情報伝達訓練を行いました。8月29日、弾道ミサイルが実際に発射されました。広島県はミサイルの上空通過対象地域ではなかったため、Jアラートの放送はございませんでした。

たが、エムネット等により、国からミサイル発射情報を適切に受信いたしました。今後
も、情報の受信伝達体制に万全を期してまいります。

次に、9月2日に海田町消防団が8年ぶりに広島県消防ポンプ操法競技大会に出場し、
過去最高の7位入賞の好成績を収めました。

続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業や尾崎排水機整備事業などの本町にお
いて、国、県により実施されている主要な建設事業の整備推進についてでございますが、
8月24日に湯崎広島県知事と高垣副知事に、9月1日に広島県土木建築局長と都市建築
技術審議官に要望いたしました。

次に、8月5日に、織田幹雄スポーツ振興会主催による第9回織田幹雄金メダルの日
記念事業ジャンプ&ラン大会が開催され、広島大学陸上部員を講師に迎え、参加した小、
中学生68名は熱心に短距離走、走り幅跳びの講習に取り組み、大変有意義な大会となり
ました。

続きまして、新海田公民館整備の進捗につきましては、8月2日、22日に織田幹雄記
念館整備活用検討委員会を、8月9日に臨時社会教育委員会議、公民館運営審議会を開
催し、多方面から広く意見を聴取し、実施設計の策定に向け、取り組んでいるところで
ございます。

次に、平成29年こども議会についてでございますが、議員の皆様の御協力のもと、8
月9日に開催いたしました。20名のこども議員が事前の勉強の成果を活かし、一般質問
や決議に取り組みました。昨年度に引き続き、児童、生徒の政治的教養を高める充実し
たこども議会となりました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告いたしました。

本議会には報告1件、諮問2件、決算認定2件、連携協定の締結1件、補正予算4件
を提出しております。よろしく御審議をお願いいたします。

失礼いたしました。高齢者等避難開始を避難命令と言いましたが、発令でございます。
訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

続きまして、報告第5号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第5号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規

定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。説明資料は、議案書とは別冊の平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページをお願いいたします。平成28年度決算に基づく健全化判断比率でございます。まず、一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率につきましては、赤字額がございませんので値は出ておりません。なお、早期健全化基準は14.42パーセント、財政再生基準は20パーセントでございます。

次に、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率につきましても、各会計とも赤字額がございませんので値は出ておりません。なお、早期健全化基準は19.42パーセント、財政再生基準は30パーセントでございます。

次に公債費の比率を示す実質公債費比率につきましては10.7パーセントとなっております、前年度に比べて0.5ポイント改善しております。なお、早期健全化基準は25パーセント、財政再生基準は35パーセントでございます。

次に、地方債など、将来、町が負担する負債を比率で示す将来負担比率については、将来負担の額が金残高や交付税算入予定額等の控除財源の額を下回りましたので値は出ておりません。なお、早期健全化基準は350パーセントでございます。

次に2ページには、各比率の概要、また3ページから7ページには各指標の算定内容を記載しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。平成28年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。経営健全化基準はそれぞれの公営企業ごとに20パーセントでございます。

9ページ、10ページには、それぞれ算定内容を記載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月21日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成28年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町

公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

- 代表監査委員（内田） 監査委員の内田でございます。先に町長に提出しております平成28年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書についてその概要を申し上げます。

審査は8月21日に行いました。町長から提出された平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について関係職員の説明を聴取することなどにより、それらの処理が適正に作成しているかどうかを主眼にして審査を実施いたしました。その結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては、各意見書を御覧いただければと思います。

- 議長（桑原） 以上で財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。久留島議員。

- 10番（久留島） 代表監査にちょっとお尋ねするんですが、このたびの海田町の老人福祉の関係で花みずきという社会福祉事業で1億7,500万余りの金額が返還されておるんですが、この点について代表監査委員はどのようにお考えですか。

- 議長（桑原） 久留島議員。その件は決算のときに、今質問をするところではないと思いますが。財政健全化ですから。後ほど、決算のところで。よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結します。

これで諸般の報告の全てを終了します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。西田町長。

- 町長（西田） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります佐々

木登貴子さんが、平成29年12月31日をもって任期を満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は引き続き、佐々木登貴子さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。現人権擁護委員であります佐々木登貴子さんの任期が平成29年12月31日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、佐々木登貴子さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聴いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、佐々木登貴子さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和19年10月18日生まれで現在72歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和43年8月に町職員として採用され、住民課、厚生課、財政課、税務課等に勤務され、平成9年10月から民生部福祉課に勤務され、女性行政、保育行政、児童手当等に関する事務に携わっておられましたが、平成17年3月31日に定年により退職されておられます。人権擁護委員には平成18年1月に就任され、現在まで活動されております。これまでの長年の実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。この人権擁護委員は大変大切な仕事と思いますが、28年とか27年でもいいですが、これに関わったような関連はどのぐらいあるかちょっとお伺いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）人権擁護委員が関わった活動でございますが、平成28年度におき

ましては、人権相談所の開設や人権擁護委員による紙芝居や映画上映会。また、各小学校で行います人権の花運動等を行っております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それは大体分ってますが、該当者がどのぐらいあって、何件ぐらいあったかということを聞いています。分ったらお願いします。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤） 件数でございますが、福祉保健まつりにおいて啓発活動を約700人に行いました。人権の花運動では町内4小学校に283名、あと人権映画上映会と紙芝居には135名の参加をいただいております。同じく福祉保健まつりにおいて人権啓発の絵かばん作成に約600名、積み木ワークショップに約60名の参加をいただいております。

○議長（桑原） 社会福祉課長、相談件数というのが出ましたが、どうですか。社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤） 町内で年2回実施しております人権相談所については2件ですが、法務局の方で行っております相談件数については公表はされておられませんので把握はできておりません。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今、ちょっと要らんこと言われたんじゃが、海田町じゃ2件で、県であつたら、そういう報告は守秘義務かどうか知らないが、報告されていないということであつたんじゃが、海田町だけでは相談に2件で終わったということで。海田町じゃなしに、県でやられた分も海田町のこの人権擁護委員さんが何らかの形で関わっておられたかどうか。そこらをちょっとお願いします。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤） 町内で行います人権相談所は年に2日開催しますので、2人なんですけども、広島の法務局の方で行われている相談所につきましては随時行われておりまして、町内の人権擁護委員さんも交代でそこに相談員として入っておられます。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。別にどうか、本人が駄目とかそういう意味じゃないんですが、以前、何年か前に、こういう委託いうか、こういう人は70歳定年というのを聞いたことがあるんですがね。これも扱いはどうなっておるんじゃという確認をよろしくお願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）年齢要件でございますが、広島法務局の定める年齢基準では、原則新任については68歳以下、今回の再任につきましては75歳未満の方を推薦することとされております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度言いますが、いいですか。広島法務局がどうか、そういうことを聞いておるんじゃない。本町で70歳、こういう年齢制限を定めたことがあるんですね。これにどのように該当というか、それに対する答弁というか扱い、それを尋ねておる。広島法務局がどうか、そんなことを聞いておるんじゃない。本町は何のためにそういうことを決めて、それが守れないのかというのが、こういう特別な理由があるんですよ、そういうようなところを答弁してもらいたい。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）人権擁護委員さんは、あくまでも法務局の方で委嘱する委員さんになりますので、町の規定といいますか、そういうことを超えて、法務局の基準の中で任命をしていくというものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第2号について採決を行います。

お諮りいたします。諮問第2号については佐々木登貴子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第2号については佐々木登貴子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、諮問第3号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第3号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護活動の一層の活性化を図るため、新たな人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は林紀子さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは諮問第3号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の3ページをお開きください。本町における人権擁護活動の一層の活性化を図るため、新たに林紀子さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聴いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、林紀子さんの経歴について御説明いたします。

生年月日は昭和28年12月3日生まれで現在63歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。林紀子さんは平成13年4月に自治会の役員に就任され、平成28年4月からは自治会長として現在まで活躍されておられます。また、民生委員児童委員には平成13年12月に就任され、平成28年11月に退任されるまでの間、長年にわたり、地域の福祉増進に携わってこられました。

これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）昨年に引き続き、1点だけ。私の勉強不足かしらんが、大体は分っていますが、現在人権擁護委員の人は何人おられるか、1点目はね。それから、仕事が多いから、それとも内容を密にするから、もう1人必要か、なぜ必要かということ、なぜ1人増やされた、増やした理由をちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）海田町は今現在3名の人権擁護委員の方がおられます。このたび1名増やす理由でございますが、内容についても多うございますし、その密にしたいと

いう両点から、地域の人権擁護活動の活性化を考えて、1名増員するものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第3号について採決を行います。

お諮りします。諮問第3号については林紀子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第3号については林紀子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、認定第1号、平成28年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 認定第1号、平成28年度決算の認定について。平成28年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては、担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、御審議いただき、認定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、平成28年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書により御説明いたします。主要施策の成果に関する説明書の3ページをお願いいたします。

まず、平成28年度の一般会計の決算収支でございますが、歳入総額99億2,079万円、歳出総額95億9,809万6,000円で、差引き3億2,269万4,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源7,547万2,000円を控除した実質収支は2億4,272万2,000円の黒字とな

っております。

次に、歳入について御説明いたします。4ページをお願いいたします。まず、歳入総額でございますが、99億2,079万円で前年度に比べて8億3,141万円、7.7パーセントの減となっております。主な内容につきましては、1款の町税は42億1,315万6,000円で1億5,299万3,000円、3.8パーセントの増となっております。主な増額の理由は給与所得の増等による個人町民税の増、自動車部品製造業の法人税割の増等による法人町民税の増、設備投資の増等による固定資産税の増などによるものです。

次に、10款の地方交付税につきましては12億3,438万6,000円で8,786万2,000円、7.7パーセントの増となっております。主な増額の理由は基準財政需要額における公債費歳入額の増等により、普通交付税が増加したことによるものです。

次に、18款の繰入金につきましては200万円で11億9,438万2000円、99.8パーセントの減となっております。主な減額の理由は平成27年度に投資的経費や物件費、繰出金等、臨時的経費の財源補填として、財政調整基金を繰り入れたことによるものです。

次に、歳出について御説明いたします。28ページをお願いいたします。まず、歳出総額でございますが、95億9,809万6,000円で、前年度に比べて6億6,104万5,000円、6.4パーセントの減となっております。主な内容につきましては、3款の民生費が40億1,689万2,000円で2億2,820万9,000円、6パーセントの増となっております。主な増額の理由は保育所再整備事業費の増やつくも保育所改修事業費の増などによるものです。

次に、8款の土木費につきましては11億3,762万3,000円で4億6,035万2,000円、28.8パーセントの減となっております。主な減額の理由は、中店小学校線道路改良事業費、新開蟹原線道路改良事業費や寺迫公園整備事業費などの減によるものです。

次に、10款の教育費につきましては8億5,054万2,000円で4億7,801万円、36パーセントの減となっております。主な減額の理由は平成27年度に実施した小・中学校耐震補強事業費の減などによるものです。

続きまして、40ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、47億5,630万4,000円で1億7,050万1,000円、3.7パーセントの増となっております。

次に、投資的経費につきましては、11億7,438万2,000円で6億6,767万3,000円、36.2パーセントの減となっております。

次に、その他経費につきましては、36億6,741万円で1億6,387万3,000円、4.3パーセ



ントの減となっております。その他一般会計の事業別の内容については、69ページ以降に記載しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。405ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額12億7,053万1,000円、歳出総額12億7,051万7,000円で、差引き1万4,000円の黒字となっております。

次に、406ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が4億6,477万5,000円、繰入金が3億3,154万2,000円、町債が3億5,760万円となっております。

次に、413ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が2億3,330万5,000円、公債費が8億381万3,000円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。427ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額31億6,557万8,000円、歳出総額31億3,140万円で、差引き3,417万8,000円の黒字となっております。

次に、428ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては国民健康保険税が5億2,822万4,000円、繰入金が1億5,712万2,000円となっております。

次に、436ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が19億2,195万9,000円となっております。

続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定でございます。467ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額19億2,512万9,000円、歳出総額18億7,148万8,000円で、差引き5,364万1,000円の黒字となっております。

次に、468ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が4億9,450万円、繰入金が2億5,447万5,000円となっております。

次に、475ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が17億9,211万3,000円となっております。

続きまして、509ページをお願いいたします。介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございます。決算収支については、歳入総額、歳出総額ともに1,541万4,000円となっております。

次に、510ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が1,194万5,000円、繰入金が346万9,000円となっております。

次に、512ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が1,541万4,000円となっております。

続きまして、517ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。決算収支でございますが、歳入総額3億2,586万6,000円、歳出総額3億1,971万6,000円で、差引き615万円の黒字となっております。

次に、518ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が2億6,415万3,000円、繰入金が6,059万3,000円となっております。

次に、522ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,599万5,000円となっております。

以上で、平成28年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。平成28年度決算につきましては、去る7月18日から27日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成28年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員、報告をお願いします。

○代表監査委員（内田）先に提出しております平成28年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は、7月18日、19日、21日、24日及び27日の5日間、海田町一般会計、海田町公共下水事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等々照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて、関係職員の説明を聴取する等により審査を実施いたしました。そうしたところ、いずれも関係法令に準拠し、調製されており、それらの計数を関係諸帳簿等々と照合した結果、おおむね適正と認められました。

以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、意見書を御覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（桑原）以上で決算審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会場でお願いをしたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。まず細部につきましては、決算の委員会であれしますが、全般的に毎年ありますが、おおむね良好とありますが、今の、この観点でもあられます収入未済額、不納欠損と、いろいろあります。

まず監査委員さんに聞きますが、27年度に対して28年度決算で内容的にどこか努力されて、ここが改善されたというところが何箇所か見受けられたか見受けられないか、そこをお願いします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）27年度の決算と比較しまして、やはり、収入面につきましては、収入の率の増加等が図られておりました。ただ、不納欠損額につきましては前年対比でとりますので、そうした面でより一層の徴収努力は必要だというふうに考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もう1点だけします。この監査委員と執行部との話し合いの中で、今後努力せないといけないと監査委員さんが指摘されておりますが、執行部はそれを真剣にやって、今後努力されるような傾向があるかないか、監査委員の立場でお願いします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査委員の立場といたしましては、指摘をさせていただき、意見を述べる。それに基づいて執行部の判断において改善すべき事項等について取り組んでいただくということでもあります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。久留島議員が先ほど言われたんですが、先取りするようなんですけども、その前に監査委員さんが2ページの中の3番目に、健康管理の面から管理職を含めて、職員の時間外勤務の削減に努められたい。御指摘の中身がよく分るし、理解もできます。しかし、健康管理の面からということになれば、この残業というのが過重労働の問題で健康管理ができないという意味が大なんです。

ところが今の職員、いろいろ適材適所で町長もいろいろ苦勞されておられますけれども、メンタルヘルスの面で、精神的に、あるいはいろんな面で健康管理があまり私ども

から見れば十分ではないというのがありますから、ここで監査委員さんが指摘をされている健康管理の面からという、この残業減らせというだけでは、私、ちょっと指摘の志向が、観点があまりにも、環境のいい職場であったり、あるいはお互いの人間関係であったりという面からの健康管理が、私は抜けていると思うんですが、その辺はどうか、これが1点。もう一つは、先ほど久留島議員が言われましたが、介護保険の小規模の特別老人ホーム、ここで補助金が未交付となったが、事業の円滑な実施について配慮すべき、この監査委員から見て配慮すべきという内容ですね。たまたま私ども町会議員の選挙があったりして、あまり見抜けなかった。しかし、執行部もそれなりに努力をされて、後ほど、私、福祉厚生委員、所管の付託をされた常任委員会の責任者ですけれども、いろいろ聴取してみると、いろいろ努力をされておられるけれども、中々それがうまいこといかなかったと、それは相手があることだし、社会状況のそういう労働者不足というのも含めてあって、そういう結果になったわけですね。

私が言いたいのは、監査委員さんはいつも監査をしておる。その監査が抜けておるから、こういう結果にもなった。うまいこと指導して、監査委員さんが指導する。もちろん、我々も議会の権能が15ぐらいありますから、調査権やら検査権やら、いろいろあるわけですが、しかし、見落としとったと。一番犠牲になったのは、やっぱり患者であったり、家族であったり、それに関わる病院や、あるいはそれに関係するところですね。

しかし、町は直接、どういうんですか、主催いうんか、建ったわけではないんですね。民間の福祉法人が建つから補助という形でやったんだけど、それが期限内に出てこないということで、1億7,000万円交付することができなかったと。私から見れば、町も監査委員も議会も、もうちょっとみんなが真剣にやるべきだという言葉、この指摘の中に私は入れるべきだというようなものです。執行部だけ、配慮が足りなかったという指摘はあまりにも短いいうんか、小さな視点しか見ていないという気がするんですが、この2点をお尋ねいたします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）まず、1点目の時間外の関係でございますけども、先ほど言われましたように、いろんな職場環境等々あると言いますけども、実際には時間外については健康的な面が非常に大きく影響しておるというふうに考えました。今般につきましても、28年度決算審査の中でいろんな内容等御説明ありましたけども、一つは、やはり職

員が体調を崩されるというような事案がたくさんございました。一般職も含め、管理職も時間外の増加の傾向があると、まずは時間外を、まずは、できれば落としていって、職場環境につきましては、今は非常に、この庁舎がございますので、環境の改善が非常に難しい状況かと思っております。今後、新たな庁舎、あると言いますけども、現在の状況を勘案しながら、職場環境の改善については、いろいろ議論をしていく必要があるものと考えています。

こうしたことから、まずは当面、時間外を何とか抑制できndろうか、早く帰れという取り組みはできんかというので、まず大きな視点から、この1点について意見を述べさせていただきました。

2点目の今回の福祉法人の関係でございますけども、これにつきましては、非常に残念な結果だと思っております。いわゆる私、監査委員として指摘させていただいたのは、この事業を展開していく中で、当然ながら3月末に事業を完了しなかったら、これは補助金が出ないということについては、それは執行部、知つとると言います。相手方も承知はしていたとは思いますが、その認識が非常に希薄でなかったと思っております。監査においても指摘、議会も言われましようけども、私ども、そういう時点、時点で指摘をすべきだったか分かりませんが、最後に決算審査の中、また4月に入って、議会の全員協議会の後だったと思っておりますけども、その状況について説明をいただきました。そうした中で、事業が完了すれば、これは当然ながら補助金も出るわけでございますけども、それが出てなかったという事実がありますので、その事実に基づいて、そこまで至らないような、何らかの町として、執行部もいろんな角度から助言等をされていたと思っておりますけども、結果、加味しなかった。ということも踏まえ、何らかの手続きが、結果として支援が、助言が必要じゃなかったかということで、ここに記載をさせていただいています。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃること、理解もできますし、もっともだと思います。ところが、職員の健康管理の面について、過重労働を避けるということは当たり前のことなんですね。どこの会社でもそうだし、今、大きな社会問題になっております。ましてや、公的な機関が率先をして、そのことをやるということ、これは当たり前のことですが、私ももっと言いたいのは、心の健康管理、ここが抜けているから、非常に住民サービスに影響する。私、いつも思うんですよ。役場の職員はいろんな仕事を担当しておられる。し

かし、福祉と教育の面は人が管理をするんですね。人がお手伝いをしたサービスをする。そうすると、そういう面では人材育成をすることも大切な大きな要素の一つですけれども、どういうんですか、精神的に行き詰ったり、また、うつ病というんですか、そういうようなことになって住民サービスに影響が出てくる。残業だけではなくて、ここの方が一番大事ではないかなというのが私の持っている気持ちなんです、それは再質問でお尋ねをいたします。

それともう一つ。今の福祉法人の問題で、いろいろ4月に入って執行部からの説明も聞き、あるいは委員会も開いて、あるいは全協も開いて、ここに私全部資料を持ってきました。8月19日に工事、9月10日に着工という、こういう短い期間の中で5月開館まで間に合わない。これは私ども議員は知りませんでした。報告もなかったし、ましてや、福祉厚生委員会、常任委員会、私は当時総務委員会におりましたから、そういうことも調査をするということもありませんでしたけれども、監査委員さんは、それは指摘をしたらできるんですね。この業者でもっと早く、あるいはいろんな面で努力をすべきだということができるにもかかわらず、それを指摘もしなかった。私は先ほど言いましたように、町の責任もありますが、議会もある。監査委員もある。ただ、ここで文書で配慮すべきであったとみるという、執行部だけでやるのはもうちょっとね、中々理解に私は苦しむんです。先ほど言いましたが、一番犠牲になっておるのは該当者であったり、病院関係であったり、該当する家族であったり、それにつながる病院から退院してそこへ入れるとかね。いろいろ執行部から説明を聞くと、努力をしたけどもやむを得なかった。もちろん、ここの指摘は正しいと思います。けども、表現が配慮、その配慮が執行部だけであって、全体で、我々執行する側、あるいは議決機関の側、独立した監査委員のそういう監査の指摘、このことが私は十分必要ではないかと思うんですが、どうなんです。お尋ねします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）1点目の職員の健康管理の問題につきましては、議員さん、おっしゃるとおり、メンタルヘルス、これは重要と思います。これについても町としても、そういう取り組みはされているとは思いますが、実際に中々メンタル面での健康管理は難しい。どこの事業所もそうだと思います。それを早期発見する方法とかいうことは必要かとは思いますが、一つの手段としては、いわゆる健康的に早く帰ってリフレッシュするということも踏まえながら、こういう指摘をさせていただきます。当然ながら、

心の健康管理、メンタル面については重要な事案だと思っております。

それから、２点目の福祉法人のことで、監査委員も指摘をすべきだったんだろうかということでもありますけども、私ども監査委員もいろんな情報が入ってきますけども、今回の事案については、申し訳ありませんけども、年度内では承知しておりませんでした。さっき言いましたように、決算の前に、全協を開いたときの資料についてはいただきました。それはあくまでもできないと、間に合わんという資料でありました。それまではいろんな工期の関係が２月末から３月末に延びたということについて承認したということでは聞いておりましたけども、それから、それが間に合わないということについて、３月末の状況については４月に入ってからということで、判断、あるいは指摘、意見を述べるのが非常に難しい時期だったと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１０番（久留島）佐中議員から助言されて、大体のことは今伝えていただいたんですが、私が残念なのは、この特別老人ホームと建設業者が契約するときに、町も立会しておるわけなんですよ。そして、その内容を精査して、立会しておるにもかかわらず、期間が遅れたというのは、建設業者はやはり期間までにやらなければペナルティーを科せられるからと思って、やります、やりますと言ったと思うんですが、この遅れると思ったら、延期願ひ一つ出しておけば済んだことなんですよ。オープンが５月１日、間に合っているわけなんですよ。オープンは間に合っておる、ただ、金が下りなかったということ。現在、町民や建設業者の間では大変話題になっております。これ、全国的にこういうことが今まであったかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）建設業者と施主者との契約条項については、ちょっと私は承知しておりませんが、全国的にこうした事案というのは、私が知る中では非常に少ないような事案ではなかろうかと思っております。本町においても、過去にこうした補助金関係があったと言いますが、本町においても、こういうような事案は私の認識の中にはありません。

○議長（桑原）久留島議員。

○１０番（久留島）少なかったでなくて、あったか、なかったか聞いとるんですよ。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）全国の状況については詳細には把握はしておりませんが、私

が今まで知っている中においては、こうした事案については記憶はない、承知はしておりません。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 5番の旧千葉家主屋等改修工事についてのところですけども、監査委員さんの説明できる御意見でよいので、改修部分と全体の調和がとれていないというのは、どんなふうに調和がとれていなくて違和感がある、配慮が必要であったということで、執行部の方に来年度からどういうふうに進めていったらいいかという御意見を言われたのか教えてください。

○議長（桑原） 内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田） 旧千葉家住宅については御存じのとおり、町の魅力を発信する数少ない施設であろうと思います。いわゆる全体での景観をいかに保つか。千葉さんから引き受けた財産でありますので、特に今回の改修工事につきましては、いわゆる裏口から主屋いうんですか、そこに入る、いわゆるコンクリート舗装について非常に見た目が悪い。景観ですから、そこについて、大きな金を掛けて工事をされたことと言いますけれども、それと併せて、あと全体的に実際にサッシで良かったんかどうかという気もいたしました。そこらを踏まえながら、全体での、いわゆるリピーターが来るような施設に当然していかれると思いますけれども、そうした面で、より皆さんがまた行こうと、来て良かったというような全体的な景観を保つような施設にしていきたいということで意見を言ったところでございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） 9番、宗像です。先ほど、久留島議員のおっしゃられた件について、引き続き、お聞きしたいと思います。まず、事業の円滑な実施って、配慮をすべきであったと考えられる、その配慮とはどの程度まで考えられているのか。1点目、それ。

次に、実際に執行部の方から話を聞かれたと思います。執行部の話と現実の問題、その辺にどういう差異を監査委員として感じられたのか。

次に、この件について、要するに補助金交付要綱、歳入との問題。それについて執行部がきちんと相手にどのように説明されていたのか。

最後に、これは先ほど久留島議員との言葉の中にあったと思いますけれども、繰り越すことが可能な補助金だと思います。なぜ、その繰り越しの指導ができなかったという調査は監査の中でされたんでしょうか。



○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）配慮ということにつきましては、3月31日に完了するような、いわゆる相手方との協議を重ねられておりますけれども、結果として、協議はいろいろし、あるいは助言等されたけれども、結果的にできなかったということで、配慮が足りなかったんじゃないだろうかということでの記載でございます。

それから、2点目の執行部との説明、相手方にそれが十分伝わっていたのかどうか、これにつきましては、いわゆる3月31日ということにつきましては、業者の方から完了するということで説明を聞いたというふうに聞いておりますので、業者側におきましても、3月末については事業が完了するという約束でもって、執行部の方も理解をしたというふうに聞いております。

それから、歳入の関係でございますけれども、これにつきましては、補助金交付要綱についてはあくまでも歳出の要綱でございます。当然ながら、歳入が伴うものでありますので、一般的には歳入でもって財源を確保していこうということについては、執行部としての一般的な考え方であると思っております。

それから、4点目の繰り越しでございますけれども、繰り越しにつきましては、当然ながら事業が完了した場合の予備的な対応でありますので、これについては何らかの繰り越し手続き等は制度上あります。今般の事案につきまして、執行部において繰り越し手続きができなかったか、しなかったという判断をされたものと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず、私の調査とちょっと違う点が1点ずつ。町の補助金交付要綱で、本来は町が交付決定しながら、相手方の説明には県の補助金であるという説明の仕方をしている。この点まで実際に調査されているかどうか。要は、補助金交付要綱の、町の補助金交付要綱ですから、決定権は町にあって、あくまでもその財源の内訳として県の補助金があるわけですから、相手に対して県の補助金のことを言う必要がない、その案件を現場で表に出して説明をされている。こういう問題が現実にはありまして、これが一つは3月31日になって初めて事業が遅れた一つの理由、そういう問題が出てきていることも事実です。その辺について、監査委員として承知されているかどうか確認いたします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）先ほども答弁いたしましたとおり、これだけの大きな事業につき

ましては、補助金交付要綱、当然、町の補助金交付要綱でもってするわけでありまして、当然ながら財源を確保しながら執行していくというのは一般的な考え方であろうと思っていますので、そこについて執行部側が施主さんに対して、これはあくまでも町が更に受けて、県、これ国の事業と言いますけども、国から更に受けたものを県がストックし、それから県の基金の中から交付されるということについて、どこまで相手方に説明しているか承知しておりませんが、いずれにしても、町としては一般的な取り扱いの中での判断をされたものと考えています。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。佐中議員が指摘されましたが、やはり健康管理の面から管理職を含めた職員の時間外勤務の削減に努めなきゃ、確かにおっしゃるとおりだと思います。1年間で課長が2名も休職に追い込まれるという、これはもう異常事態ですね、管理職2名が。監査委員の御指摘では、職場環境の改善、早く帰るようにする、それもおっしゃるとおりだと思いますが、できないから帰れないんですよ、皆さん。過去にも思ったんですけども、自治会連合会の夜間巡視町内パトロールをしたとき、夜8時、9時ぐらいだったかな。やっぱり、1階に職員がいるんですよ。先日、こども議会の勉強会で土曜か日曜、ここに来たときにも、やはり職員は出てきているんですよ、私服で。サービス残業、サービス出勤が管理職当たり前になってきているんじゃないかというふうに思われますが、監査委員の目から見て、どこに原因があって、今現在、役場の職員が、このように帰れない、あるいは極端な言い方かもしれませんが、土日祝日もなしに役場に出てきて事務仕事をしなければならない状況に陥っているのかと思われませんか。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）時間外勤務の原因につきましては、それぞれの部署、部署に応じた行政需要があるものだろうと思っておりますけども、実際に時間外勤務の状況を見ますと、少ない部署もあります。逆に多い部署もあります。部署、部署間の相違はありますけども、これにつきましては、やはり、事務の効率化、後は行政需要がどこまで対応できるかということを踏まえて、今後の人配等もありましょうし、そういうことも踏まえながら検討していかなければいけないと思っています。

それから、現状については、私、今、月に1回しか参りませんので、夜間も電気がついているのをよく見ますけども、いろんな事業等に基づいて行政需要があるために対応していると思っておりますけども、どこまでするか、住民福祉の向上ですから、しなきゃいけ

ないものはしなきゃいけないんですけども、ある程度、事務の効率化等を図っていった、よりスムーズな執行体制なり時間外勤務を図っていく必要があると思っています。時間外勤務は、当然出てくると思います。完全ゼロと思っておりません。どこまで認めるか、どこまでは帰らせるかというのは、執行部の方で判断される事項かと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）おっしゃるとおりだと思います。今の監査委員の答弁の中で部署ごとによって残業の差異が出てきている。言い換えれば、それを見直して、人員配置をやりくりすれば、ある程度の改善は可能というふうに監査委員はお考えでしょうか。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）時間外勤務を削減する一つの手段かとは思っております。後は、当然ながら、事務能力等々もありましょうし、事務の、いわゆる繁忙期等々あると思いますので、それは執行部において適正な人員配置も必要かと考えています。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分するものとし、併せて、同法第30条第4項の規定により、平成28年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書を基に御説明いたします。決算書の20ページをお願いします。

まず、総括事項でございますが、平成28年度は国信配水池の耐震化、老朽管の敷設替

えに伴う耐震化を行いました。財政面については水道料金収入は減少したものの、営業外収益の増加により事業収益が増加しました。

次に給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともにやや増加しています。

続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事として配水管移設工事、配水管雪害工事、配水管新設工事と国信配水池の耐震化を行いました。

次に、財政状況でございますが、平成28年度の事業収益は税抜きで4億2,604万円となり、前年度と比較し、2,301万円増加しております。一方、事業費用は税抜きで3億6,480万円となり、前年度と比較し、1,884万円増加しております。以上の結果、差引き6,124万円の純利益となっております。また、資本的収支は差引き1億7,278万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、剰余金処分について説明いたします。決算書の10ページ、11ページをお願いします。

2、平成28年度海田町水道事業剰余金計算書の剰余金のうち、11ページの利益剰余金の欄の3列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。前年度、まず残高8,449万9,934円から、前年度処分額7,717万6,116円を差し引いた処分後残高732万3,818円に、積立金の取り崩し5,733万1,196円と純利益6,124万2,240円を加えました1億2,589万7,254円が当年度未処分利益剰余金である当年度末残高となります。

次に、3、平成28年度海田町水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。右端にあります未処分利益剰余金の一番上が、先ほど説明しました当年度末残高1億2,589万7,254円です。このうち、5,733万1,196円を資本金に組み入れ、1,200万円を減債積立金に、4,800万円を建設改良積立金に積み立て、剰余金の処分を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る6月30日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成28年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（内田）それでは引き続きまして、先に町長に提出いたしました平成28年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は6月30日に実施いたしました。審査に当たっては決算書類の計数は正確である

か、財務諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査の結果も参考にして、慎重に行ったものでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が正確で、財務諸表は経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以上、簡単でございますけども、審査の概略を申し上げました。詳細につきましては、意見書を御覧いただければと思います。

○議長（桑原）以上で、決算審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをしたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

この際、認定第1号、平成28年度決算の認定について及び認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることといたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をします。委員の皆さんは委員会室に御参集ください。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~○~~~~~


要性は十分認識されていると思いますが、早く生徒用のタブレットを導入すべきではありませんか。

次に、先月のこども議会で西中の生徒さんが提案した町立図書館と学校図書室でのインターネット検索ですが、大変いい提案だと思います。図書館と学校図書室がネットにつながって、借りたい本が検索できたり、図書室で司書とともに調べ学習をしたりできれば、より図書室の利用も増加するとの提案は、今の状況をよく知っている生徒さんだからこそこの提案だと感心しました。今後、どのように検討されるおつもりでしょうか。

以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

初めに、陸上競技グラウンドについての質問でございますが、総合公園に400メートルトラックの公認陸上競技場を整備することについては、配置が難しいことや整備費や維持管理費が多額に必要になるなど、課題が多いことから困難であると答弁してまいりました。財源確保のために、ふるさと納税により資金を募ってはどうかとの御提案でございますが、他の自治体において施設の整備を目的とするふるさと納税を募っている事例はあるものの、あくまでも事業費の一部に充てる程度のもので、課題を解決するほどの資金の確保は困難であると考えております。

それでは、2点目の質問については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）多田議員の質問に答弁いたします。平成32年度から小学校において必修化されるプログラミング教育については、次世代を担う子どもたちに論理的思考力や創造性、問題解決能力といった資質能力を育む上で大変重要なものであると認識をしております。新学習指導要領が本年3月に告示され、各教科等の詳細な解説が公表されたところであり、今月中には広島県教育委員会による説明会が開催される予定となっております。

これらの内容を十分に吟味し、プログラミング教育を含め、平成32年度の新学習指導要領の全面実施に向け、教職員の資質能力の向上に取り組んでまいります。知育玩具などの教材、教具についても今後十分な情報収集を行い、その活用の有効性などを研究した上で導入について検討をしてまいります。

次に、中学校へのタブレットの導入について、教育委員会では今年度までの３年計画で導入を進めてまいりました。その活用状況や効果等について検証した上で追加の配備について検討してまいります。

次に、こども議会で、こども議員から提案のあった町立図書館及び学校図書室へのインターネット環境への整備についてですが、町立図書館におけるインターネットの活用につきまして、一般利用者の利便性向上にもつながることから、インターネット環境の導入を検討してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）では、再質問をいたします。

まず、最初の陸上競技グラウンドでございますが、答弁では400メートルトラックについては大変難しいと。配置、面積が足りないということでしょうかね。もちろん、整備費や維持費が多額になるということですが、まず最初にお聞きしますが、200メートルでしたら何とかなるでしょう、面積的に。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在、新しい多目的グラウンドというのを県の水道工事に関連いたしまして、計画をいたしております。ここには200メートルのトラックであれば３レーンほど、これのスペースは確保できております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）それについては実現する可能性があるということによろしいんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、その方向で現在進めております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）ふるさと納税の件ですが、答弁書に、あくまでも事業費の一部に充てる程度のものでというふうに書いてありますが、現実に、例えば軽井沢町の例を挙げますと、あそこにインターナショナルスクールがあるんですけど、その運営費をふるさと納税で募集したところ、毎年３億幾らの応募があるというふうに、この間、ニュースでやっておりました。この近くでは、神石高原町が犬猫の殺処分ゼロを目指したNPO団体に対しての補助というのも、かなりの金額が集まっております。海田町出身の織田幹雄先生の功績を考えたら、このふるさと納税をこういう形で募集を掛けたら、おそらくかなりの金額が集まってくるんじゃないかと、私は想像します。例えば、陸上競技マガ

ジンなんていう本があるんですけど、ああいった本を利用するとか、例えば、東京の広島県人会にお願いをしたり、そういったPR活動をすれば、かなりの金額が集まるんじゃないかと、私は予想するんですけど、全く取り組む予定はないんでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）ふるさと納税の取り組みについての御質問ですが、議員御提案のとおり、織田さん目的にということでふるさと納税の使途を明確化して、ふるさとの事業趣旨に賛同してもらう方に寄附していただくことは、ふるさと納税の趣旨に沿ったものと考えております。仮に、織田記念陸上競技場といった整備目的で特定の目的で寄附を募る場合、一部寄附はあったものの、その目標額、何十億というお金が必要となりますので、その目標額に達しなかった場合に、既にいただいた寄附をどうするかといった課題もありますし、達しない場合、事業自体どうするかといった課題もあるかと思います。また、当然ながら、織田さんを掲げて寄附を募る場合は、織田さんの御子息の御意向等も確認する必要があるかと思います。本町としましては、織田さんにちなんだまちづくりは進めているところでございますので、ふるさと納税の使途に織田さんにちなんだまちづくり等、追加することについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）集まらなかったらどうするかという、最初からそういう否定的な考えじゃなくて、集めようと、何とか集めようと、はたでは20億なら20億目標で集めようという考えが最初からないと、集まらんかったらどうするかということを最初から言いよったんじゃ、それはもう話にならんわけで、まず最初にやってみて、もし集まらなかったらどうするかという、例えば織田記念館に何か造るとか、織田さんの記念碑を造るとか、いろんな活用方法はあると思うんですよ。ですから、最初から否定的な考えじゃなくて、やってみたらどうですか。先ほど言われた陸上競技場に特化したんではなくて、織田さん全般でというふうに言われたんだけど、それじゃ、ちょっとアピール力が弱いと思う。だから、織田さんのふるさとに陸上競技場を造ると、これはすごいアピール力があると思う。全国にPRすればかなりの発信力があると思うんだけど、もう一度答弁をお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）陸上競技場に特化した形で、まずはふるさと納税を募ってみてはどうかという御質問でございますが、行政として大型新規事業を立ち上げる場合においては、

当然ながら事業の必要性や目的、事業内容、事業目的等、具体の事業計画を十分に整理した上で、なおかつ、しっかりとした財源裏付けをもって行うべきであると考えております。陸上競技場については50億を超える金額の試算が出ておりまして、他団体の実績においても、施設整備を目的とした実績でいうと、40億規模の事業に対して3億ぐらいの集まった例はございますが、やはり、資金課題を解決するほどふるさと納税を集めることはちょっと困難と考えておりますので、一応、織田さんにちなんだまちづくりという広い形で、ふるさと納税の使途に、そういった目的を追加することについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）しょうがないね。とりあえずそういうことで、織田さんに関連したことでふるさと納税の募集に追加をしてまいりたい。そこでどれぐらい集まるか、ちょっと様子を見ながら、また考えたいと思います。よろしく。

次のICT教育についてですが、教員の確保について研修等、資質能力の向上に取り組んでまいりますというふうに答弁をいただきました。ただ、やっぱり、プログラミング教育というのは、ちょっと二、三日研修に行ったぐらいで、教員が急にできるものではないと、私は思います。かなり専門的な知識が要ると思うんですが、例えば、今、教員を、今から、32年ですから、あと3年ぐらいですか。あと3年ぐらいで、ある程度のレベルまでいけるというふうに教育長は思われて、このような答弁になったんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）プログラミング教育の習得には専門的な知識が必要だという御質問でしたが、県の教育センターの方で、今、プログラミング教育に特化した専門的な研修が行われております。町教育委員会としても各校の先生たちに、この研修の受講を今、促しております。今年度も同様の働き掛けをしておりますので、今後3年間、そういった面でも進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）研修センターで教員の皆さんが今、研修されているというふうにお聞きしましたが、海田町から今、何人行かれていますかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度のICTに特化した研修を受講している人数についてはち

よっと今、持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）何人か詳しい人数は分らんけど、何人かは行っているのは確かでしたね。

そういうことで、ちょっと。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）何人か行っているということを認識して、ちょっと詳細の人数については今は持ち合わせていませんので、確認したいと思います。申し訳ございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）教育委員会が把握していないのはちょっと変な話なんだけど、一応、町外に出て研修を受けるわけだから、教育委員会の認可というか承認が要るんじゃないか。それは要らないの。勝手に行って、受けましたでいいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）4月当初に先生方に向けて、どの講座を受講しますかという案内、通知を出します。それに対して各学校の先生方からICT教育を含め、全ての分野においての研修の希望が出され、それを町教育委員会が県立センターの方に提示します。その後、人数調整がありますので、この講座は受講可、これは受講不可という通知が町教育委員会を通して、各学校の方に知らせる仕組みとなっております。

○議長（桑原）学校教育課長、先ほど、多田議員の質問で人数を把握しないということは分ったんですが、行っていることは事実ですか、行っていないんですかという質問がありました。お答えください。学校教育課長。

○学校教育課長（小林）1名か2名が受講しているかということについては、現時点でこの場では把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）私が言うのは、そこがおかしいと。4月の時点で希望が出ているはずですよ。希望が出ているので、実際に行かれたかどうか、それは把握していないかも分らんけど、希望が出た時点で教育委員会は行ってくださいと、県との調整もあるんだろうから、何人かというのは、枠は確かにあるでしょうけど。それが把握できないというのは、教育委員会としては、ちょっとそれはおかしいと思うんだけど、それはどうなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現時点で、この議場に、その通知を持ち合わせていないということとございまして、本来なら、今、事務局の方ではそういったものを把握する資料はございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）これは質問の本質とちょっとずれたことになっているんだけど、ただ、教育委員会の管理の問題として、これは今、事務局に聞かれたら分るんなら、議長どうですか、暫時休憩していただいて、聞いてもらったらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は追って通知します。。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度、海田町の小、中学校の先生でプログラミング教育関係の研修を受けているのは、小学校が1名、中学校が4名でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）1名と4名ですが、今後、数字に関しても事前に把握をしていただきたいと思います。今、お聞きすると、小学校1名ですね。平成32年度から小学校が必修になるわけですよ。その中で小学校1名というのはどうなんかなと、私は不安に思うんだけど、教育委員会としては行きなさいと強制はできんのかも分らんけど、各校1名としても4名は行っていただかないといけないんだけど、その辺についての見解はどうなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回、小学校が1名ということでしたが、実際に希望している人数はそれ以上ございました。ただ、先ほどの説明で述べましたとおり、人数配分等ありましたので、今年度は受講できたのが1名ということになっております。来年度以降も引き続き、教育委員会としても働き掛けていきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）枠があるんだろうから、全員が行けないのは分るんだけど、それじゃ、

お聞きしますが、今現在の小学校の教員の中で、プログラミング教育ができる、若しくはちょっと勉強すればできるよという先生がいらっしゃるのかどうか、そこをお聞きます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）プログラミング教育ということでしたが、実際、パソコンを前にしてプログラムの命令を出すレベルの教員も数名はいると考えております。ただ、文部科学省が指定をしておりますこのプログラミング教育というのは、そういったプログラミングができるための論理的な思考力であり、そういったものを身に付けさせるものも含めてプログラミング教育と説明がありましたので、そうした広い意味でのプログラミング教育を今、町としては進めているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）例えば、プログラミング、最初、基礎の基礎やね。それをやっていくということで、それができる教員が何人かはおられるでしょうけど、一つの提案なんだけど、町内にいらっしゃる企業関係者の中で、こういうプログラミング専門の方が多分いらっしゃると思うんですよ。そういった方を、例えば講師としてお招きをする、ボランティアで、もし来られるのが一番いいんだけど、講師としてお招きをするということも一つの手段かなと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）平成32年度からこのプログラミング教育というのが本格実施することについて、海田町教育委員会としても早めに準備をしていきたいというふうには思っております。

まず、こちらのプログラミング教育というところなんですけど、いわゆるプログラミング言語等を用いて、子どもたちがその言語を用いた技術習得ということが目的ではなく、また、プログラミング教育という教科が始まるものでもございません。これまで算数や理科の中で、既存の学習の中でそのようなことを使い、論理的な思考力を養うとか、情報社会がコンピュータによって支えられている力を付けるというようなものなので、いわゆるプログラミング言語を学ぶことと直接というものではないというふうに思っております。ただ、先ほど、教育長答弁にもございましたが、今月中に広島県教育委員会の方から正式な説明会等がございます。そちらを受けて、どのようなことが3年前、2年前に準備ができるかということを検討していきたいというふうに考えております。

申し訳ございません。答弁漏れです。今の中で町内のプログラミングができる方、企業の方の中で学校の中に入っていて、有効な活用ができるということであれば、是非来ていただいて、子どもたちに有効活用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それはよく分るんですよ。だから、いわゆるプログラミング言語を最初使って、それからパソコンの中でプログラミングしていくという具体的なものではなくて、本当の基礎基本を教えていくと、子どもたちに、というのはよく分る。だからこそ、私が提案した玩具、いろんな玩具が出ているんですけど、いも虫みたいなものを使って、その組み合わせによって動き方が変わってきたり、後はブロックを棒状にはめると、ロボットが指示に従って動くと。1万円ぐらいから3万円ぐらいまであるんだけど、それが本当のプログラミングの基礎の基礎ですよ。ですから、こういうことでコンピュータが動いているんだなというのを子どもたちに分らせるために非常に有効な玩具だろうと。玩具って、おもちゃなんだけど、おもちゃだろうと思います。導入に向かって検討をしていきたいということですが、検討ではなくて、1校に1個ずつぐらいは配置したらどうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）様々なプログラミングに関する玩具があるということは認識をしております。

今、先行的な取り組みをしています自治体や各種学校における研究会等がございますので、そうしたところの成果と課題等をまた考えながら、本町でもどのように取り組んでいくか検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）先ほど言われたように、他県では小学校でもう現実に導入されて、それを授業に使っているところもあります。是非研究をして、早めに取り組んでいただきたいというように思います。

次に、中学校のタブレットですが、これは前回も質問したんですけど、ここに3年計画で導入を進めてまいりましたと書いてあるけど、実際にはあれは教員ですよ、生徒が使うタブレットじゃない。この前も私言ったんだけど、去年、西中で研究会があったときに、西中の方で各校から集められて、生徒用にタブレットを準備されて、そして体

育の授業とかで使われた。これはすごくいい取り組みだというふうに研究会でも評価されたんですが、評価された割には中学校に生徒用のタブレットがないというのは非常に恥ずかしいし、今から子どもたちに、中学生でも今半分ぐらいスマホを持っている時代ですよね。中学校に生徒用のタブレットがないというのは、授業で使うにしても、もちろん電子黒板があれば一番いいんだけど、電子黒板とタブレットを利用した、そういう先進的な教育を是非本町でも早めに進めていただきたいと思います。まず、全員にということになると、中々費用が結構掛かりますので、両中学に1クラス分のタブレットを早期に導入していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度までの3年間で、まず先生方がタブレットに慣れ親しむことができるようにということで、まずは先生方が使いこなすというところに目標に置いてきました。

先ほど、議員がおっしゃったとおり、昨年度から、例えば海田西中学校の方で体育の授業で生徒がタブレットを用いての取り組みというのは、いろいろな教科等で見られております。一歩前に進んでいる段階と認識しておりますので、今、教員向けで配付しておりますが、それも児童、生徒に使えるような様々な事例というのも昨年度挙がってきていますので、今年度は、それをまた他校にも広め、様々な取り組みを広げていきたいと思っております。

両中学校に1クラス分のタブレットをとということでしたが、まだ今、台数的には海田中学校で16台、西中学校で11台という状況ですので、それを30台、40台増やしていくということは、今の時点ではまた難しいかもしれませんが、今後、どのような取り組みができるか、台数との絡みでまた検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）だから、今、16台、11台、12台か、教員用にと言われたんだけど、今の時代、身内の話だけど、うちの3歳の孫でもタブレットを結構扱える。教員で今から慣れるという時代じゃないですよ。中学生なんか多分タブレットを導入したら、すぐにでも教員よりうまくなるかも分らん。そういう時代ですよ。そういう時代に先生が今から慣れるよとか、子どもたちのタブレットは今から検討していくよというんじゃ、時代遅れになる。海田町が教育先進地としてやっていくためには、できるだけ早くタブレットを導入すべきだと思うんですよ。これは町長が、議員のときから言われている、ICT

教育の推進ということをずっと言われてきたんだけど、町長、どうですか、来年度予算で1クラス分ぐらい何とかありませんか。町長のお考えはいかがですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、教育委員会の方から、実際の運用において説明があったと思います。

その過程において、そういったものを導入することによって、効果的な利用というのを考えた場合に、実際に運用がされるかどうか、そういったものにやはり検証も必要だというふうに考えますので、議員、御指摘のことを踏まえつつ、そういったところの方向性を見据えながら、今後は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）町長もああ言われるんですから、来年度予算で是非要求をされたらいいかがでしょうか。

次に、こども議会で、これは確か西中の●さんが質問されてました図書館と図書室へのインターネット環境の整備。このときの答弁ですが、パソコン室にインターネットがつながっているから、そこでインターネット検索ができますよというふうに確か答弁されたと思うんだけど、現実にはパソコン室って、自由に入れられないよね。子どもたちが調べたいというときに、パソコン室の担当の先生に開けてもらって、中に入って調べ学習ができるかというのと、それはできないのが現実だろうと思います。できないのが現実なのに、答弁ではパソコン室での検索をしてくださいというふうな答弁をされたんだけど、現実を理解しておってですかね。そこはどうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）コンピュータ教室の方でインターネット検索等、調べをするときには担任若しくは指導者が一緒に入って鍵を開けてということになります。実際、現在のどの学校においても授業の中でそういった取り組みが行われるというふうに今認識しておりますので、現在の環境の中でのコンピュータ教室での調べ学習には十分行われているものと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）だから、それが行われていないから、西中の図書委員長である●さんが質問されたんですよ。全般的に、こども議会全部を捉えてみても、どうも教育委員会の答弁は、子どもたちに真摯に向き合っていないというふうに私は思いました。こども議会って教育委員会が主催されたわけですから、もうちょっと子どもさんが一生懸命調べ

てきて考えて質問されているんだから、ある程度前向きな答弁、ある程度が実現するというでないと、来年度から質問しても何もならんよというんじゃ、こども議会の意味がない。大きな意味での行政に関することは、それはこども議会の役目ではなくて、我々議会の議員の役目だとは思いますが、例えば、学校に関して、この図書室のインターネット整備についてとか、そういった学校に関することについては、やはりもうちょっと前向きな答弁が要ると思います。図書室でインターネットでいろんな調べ学習をしたい、そしたら図書室の利用人数が増える。図書委員長でのすごい発想だなとは思いました。図書室でインターネットがつながって、調べ学習ができるということになれば、それは司書がいらっしゃるわけですから、司書を通してパソコンを使ってインターネット検索をしていただく。今のこの時代ですから、インターネット検索でいろんなことが分かります。それは変な方向に行ったらいけないんだけど、それは司書がちゃんと見ていただいてやるということで、図書室へのパソコンの配備、そしてインターネットにつながるということについて、もう一度お考えいただきたいと思うんだけど、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）繰り返しの答弁になりますけども、今、学校においてはコンピュータ教室、そういったインターネット検索ができる環境が整っております。現在、どの学校におかれても、コンピュータ教室の方でそういった学習活動が行われているところがありますので、図書室でのインターネット検索ができるパソコンの整備については、今は考えておりません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）何回言っても、これは水掛け論になるかも分かりませんが、パソコンルームは自由に使うことができない。これが前提ですよ。だから、彼女が質問したのは図書室で、例えば放課後に、放課後は図書司書もいらっしゃらないのかな。休憩時間なんかに行って、調べ学習をしたい。これはすごくいいことだと思うんですよ。そのときに、パソコンルームを開けて、あそこで調べ学習をしたいと言われたときに、教員が、もしおらんかったときには開けられないということになりますよね。だから、そういうパソコンルームがあるから、図書室ではインターネット検索ができない、パソコンは置かないというふうに言われるんだけど、現実にはパソコンルームの使用というのは制限されているわけだから、授業中に検索する分と、自分がこういうふうなことを調べたいと思っ

たときに検索するのと、また違うわけですね。だから、是非再検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）学校の現場においての調べ学習というのは、あくまでも授業の中で調べ学習というのはこちらの方では、想定をしております。ですので、今の中では、授業中に図書室に自由に入出りできるということは、当然授業中であってはならないということです。ですので、授業中であれば、調べ学習が必要な場ということであれば、コンピュータ教室を教員に許可をとり、活用するということが可能だというふうに考えておりますので、現段階では、学校図書室におけるインターネットのパソコン整備ということについては、やや慎重な対応というところで考えておるところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）水掛け論になるんだけど、慎重な対応をするというふうに判断されるものと、何を思って慎重に判断されるのか。例えば、調べ学習ではなく、ほかの目的で使われる可能性があるというふうに考えておられるのか、若しくは何かほかに理由があるのか、そこはどうなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）自由に使われるパソコンということは、ある面ではとても便利なものだというふうには考えますが、それに伴う当然問題というのもあります。ただ、それを怖がってというか、それを危惧して入れないというところではないというふうには、中学校現場としては思っているところです。入れたときのメリット、デメリット、またそれに関わる必要経費、保守点検等のことを考える中で、先ほどの慎重な対応というところを答弁させていただいたものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前11時45分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。女性と貧困についてお尋ねをいたします。見えない貧困といわれる女性の貧困は、近年大きな関心と無視できない社会問題です。生活困窮者自立支援制度もあり、その事業の内容も多様でございます。家賃や公共料金などの滞納、病気の治療費、多重債務や税金滞納など、お金に関するものの人や社会との関係、経済的困難、就職活動困難、病気など、不安ばかりではないでしょうか。その理由は、男性よりも女性が貧困に陥りやすい状況にあります。

第1の要因は、非正規労働者になりやすいことでございます。2015年のデータでも非正規労働者の場合、男性では21.9パーセントですが、女性では56.3パーセントと、女性は男性の2倍以上になっております。女性は出産等が主な要因でございますけれども、子どもが大きくなって働きたいと思っても、新卒一括採用が主流の日本では非正規の仕事しか得られない可能性が高いからでございます。非正規労働者は賃金が低く、社会保障給付も少なく、雇用規制も弱く、もし離婚や死別などで女性の一人暮らしや母子世帯になれば貧困に陥りやすくなります。しかも、国民年金に加入していても、老齢年金は満額でも生活保護基準以下の収入しかありません。低賃金のために十分な貯蓄も望めません。

そこで、具体的にお尋ねをいたします。このように女性の貧困には労働環境や社会保障など、様々な側面から対策が求められます。女性は家事育児を担い、パートで補助的な収入でよいという考え方は性別分業の考え方の影響を受け、社会のあり方がこのような女性と貧困という問題が起きて悲鳴を上げておりますが、町長の見解をお尋ね申し上げます。

二つ目には、これらを解決するために実態調査が必要と見られます。特に、女性が世帯主になっていると、更に貧困からの救済と貧困の予防対策が必要であります。短期、中期、長期と問題解決のための施策が必要ですが、町としてどのような見解なのかお尋ねをいたします。

続いて、駅前再整備、J R 高架事業についてお尋ねをいたします。前回の議会で、駅前再整備は何を誘致するのか、また庁舎建設の場所の確定、J R 高架事業の推進はという質問にこう答弁をされております。駅前広場などの公共施設の整備を行うとともに、民間の土地利用を促進して、商業都市型居住、交通結節機能等の導入を図り、賑わいを創出することを掲げている、これらの答弁に具体的にどのようなまちづくりをするのか

明らかにしていただきたいと考えます。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、一つには駅前広場などの公共施設の整備とは、ロータリー部分や道路、側溝等は見当もつきますが、公園や歩道部分、自転車置き場等は駅前にふさわしい施設も施策も整備しなければなりません。これまでのような小手先の延長ではなくて、駅前再整備として町の玄関口にふさわしい、海田町は全国的に見ても小さな町でもきらりと光る駅前のまちづくり。海田町すごいという施策や整備を求めます。そのためにはプロジェクトチームを編成し、検討する必要があり、設置することを提案いたしますが、どのようなお考えですか。お尋ねをいたします。

二つ目には、民間の土地利用を促進して、商業都市型居住、交通結節機能等の導入を図り、賑わいを創出することを掲げていると答弁をされてきました。具体的にはどのように、どこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

三つ目には、ＪＲの高架事業も広島市部分の対応待ちで今ストップをしております。広島市は９月議会でおおむね方向付けが明確になると思います。海田町としてはどちらになろうとも早期着工、早期実現を願うし、まちづくりの最大の念願でございます。しかし、広島市が最大、住民の要望を取り入れて、現行どおり、元に戻すという結論が出たなら、町もこれまでの見直しを破棄して、現行どおり進める方針を出さなければならぬと思いますが、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

四つ目には、また不十分であっても、呉線部分を安芸区船越部分で交差し、残りは高架事業を進めることになれば、海田地域は３階部分を廃止されたとしても、現行の高さの車両の制限なしの４.７メートル、見直しでは３.２メートルですけれども、４.７メートルを主張する必要があるというように考えますが、どのようにお考えですか。

それは将来のＪＲ高架事業の山陽本線、呉線の延伸の基本でもございます。今、即工事に掛かっても私の命は完成までにはこの世にいないと思われまふ。子や孫に海田町の小さな地域の町を三つに分断されている今、中途半端なまちづくりを容認したのでは、私は禍根を残します。どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

続いて、県合同庁舎跡地の土地購入についてお尋ねをいたします。庁舎の建設場所については、県は市町の公共利用を優先して売却をしており、町の庁舎移転候補地として議論をしていることを踏まえ、引き続き、保留し、協力の認識である。町の積極的な努力もあって、庁舎建設の場所については県もほぼ海田町の意向どおり進めると、おおむね了解をしていると私は感じております。そうならば広島市のＪＲ高架事業の関連や、

その未知の問題もありますけれども、私は県合同庁舎跡地を、約3,000平米ございますけれども、土地購入をすべきと提案をいたします。どのようにするのか、お考えをお聞かせください。特に財政調整基金はどこの町よりも率として多額の額が今、塩漬けとなっております。こういう部分も大きく占めておると感じますので、また、あまり基金の額を大きくすると、地方交付税の交付の査定の対象にもなると議論をされております。そうなれば、全体の財政運営にも大きく影響することも考えられます。どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

女性と貧困についての質問でございますが、1点目については、内閣府の男女共同参画白書によると、女性は家事、育児や介護等のため、離職が生じやすいこと、非正規雇用の割合が高いこと等の就労環境等によって、所得や貯蓄が十分でないという状況があり、離婚等での夫の収入を年金に頼れず、貧困に陥るケースが多いこと等の問題が指摘されています。加えて、母子家庭の貧困率が高いことは子どもの貧困と表裏一体となっている状況もあることから、女性と貧困への取り組みは大変重要な課題であると認識しています。

2点目については、本町では関係部署が連携して行う相談や現況調査等の中で、実態把握に努めております。また、貧困からの救済、貧困の予防、経済的自立の観点から、母子父子自立支援員や就労相談員を配置し、問題を抱える方の状況に応じて、支援事業につなげています。具体的には、児童扶養手当や貸し付けなどの経済的な支援や教育訓練給付等による自立への支援、子どもたちへの学習支援等を行い、就労を基本に、自立した生活を営めるように支援を行っています。今後も経済的な自立を確立し、貧困や高齢等により、困難に直面する女性が安心して暮らせるよう、セーフティネットの機能強化に向けた国や県の施策を取り入れながら、各世代への継続的なサポートを関係部署が連携して取り組んでまいります。

続きまして、駅前再整備、JR高架事業についての質問でございますが、1点目については、本町の組織はコンパクトなため、関係課との必要な調整や協議なども適宜行うことが可能です。駅前整備につきましても、関係部署が十分連携を取って進めるよう、指示しているところです。2点目については、道路などの整備も進み、交通結節機能の

強化が進んでおります。また、民間宅地における商業施設につきましても、開発業者の社内で事業の概要が固まりつつあると伺っております。3点目と4点目については、広島市において、地元意見を踏まえながら、平成27年6月に四者合意した見直し案を基本として、海田町、府中町のまちづくりの取り組みに大きな影響を及ぼさないことを考慮しつつ、平成30年度内の都市計画変更を念頭に、地域内においてこういった対応ができるか検討中と伺っております。町といたしましては、まずは広島市の検討内容をお伺いする必要があると考えております。

続きまして、県海田庁舎跡地の土地購入についての質問でございます。まず、県海田庁舎の跡地の土地購入につきましては、庁舎移転は連続立体交差事業とその関連街路の支障移転に伴う整備であり、これら都市計画事業の進捗に合わせて、移転先の土地を購入するのが通常であると考えております。

次に、基金残高による地方交付税の削減論につきましては、本町においては財政健全化計画を策定し、基金の確保に一定の成果を出しておりますが、県内の自治体と比べて特段多い状況ではございません。また、地方交付税については地方固有の財源であり、基金残高の増加をもって削減されることは到底容認できないものと考えており、そのような削減に至ることがないように、全国町村会を通じて国に要望しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）女性と貧困問題について再質問をさせていただきます。

女性は命を生み育てる、大きく日本の人口を、これからの将来について、日本の基盤、あるいは世界の基盤を作っていく一番の大元なんですね。私、ちょっと調べてみました。子どもの出生率、全国平均1.49でしたけども、海田町は県内でもいい方で1.65。一番悪いのは中区でした。市区町で調べてみると、中区が1.09、こんな状況。それから、ついでにということで空き家率も調べてみたんですね。全国平均が13.3ですが、海田町は9.6、県内でトップクラスです。空き家の率が少ない。一番多かったのは江田島でした。これは22.何ぼ。ですから、5軒に1軒は空き家と、江田島の方はなっていますが、海田町は努力もされ、そして人口も多少なりとも。そういう状況で、しかし、その中で女性が本当に生きていこうと思えば、非常に苦しいというんか、働く人も二つも三つも掛け持ちをしながら働いている人。全部とは言いませんけど、何人か私は知っていますし、見ている悲しいというか、つらいというか、心苦しいというか、そうしなければ生きていけない、本当に命と引き換えで生活をしている実態の人が何名か海田町にいらっしゃる。

そこへ援助するのが地方自治の役割だし、地方自治の目的でもあるわけです。私が今言ったことを町長に責めても一遍に解決はできないと思います。ここの答弁にもありましたが、やっぱり町村会を通じたり、あるいは子どもの貧困対策の問題であるとか、いろんな形で努力をされておりますが、やっぱり、施策とそういう資金、予算を組んで行政をやらなければならないと思います。

私、一番の問題は何かといったら、給料が少ないんですね。女性も含めて、国民の所得が少ない。最近、企業の内部留保300兆円を超すというような莫大なお金を企業はためている。もう企業優先の政治がずっと続いている。日本で八つの税務署が赤字になるほど、輸出に対する戻し税、八つの中の一つは海田税務署がそうなんですね。こんなに大企業にだけ温存をする。ここを打ち破る方針や、あるいはそういう施策を町村会でやろうと、地方6団体、そういうのを働き掛けながら、町は町独自で本当に弱い人たちの立場を改善していく、このことが一番大事だろうというように思うんです。

私は町として生活困窮者というか、それらの相談窓口、あると思いますけれども、そこでやっぱり実態を把握する必要があると思うんですが、これは今どうなっているのかお尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 役場の方では特に貧困を抱えていらっしゃいます母子家庭の方に対しては、毎年8月に現況調査を行いまして、お一人おひとりに時間を掛けて、住居やお仕事のことで、また子どものことや養育費を含めた収入面などのことについて聴き取りを行う中で実態把握に努めているところでございます。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 実態把握をしたら次のことがどうしても必要なんですね。そのためには一定程度の施策というか計画というか、公務員の皆さんは法や条例や規則や規約で仕事をされておるわけです。そうすると、男女共同参画センター、こういうような、あるいは計画ですね。こういうのを町として作って、それに基づいて改善をしていく。私、このことが必要ではないかと思うんですが、それはどのように思われますか。お尋ねいたします。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 現在、町におきましては、高齢の貧困の女性の方やひとり親、母子世帯の方に対する相談窓口というのは福祉保健部の各課において設けております。そ

ういった中で、各課が連携して支援をしていきたい。それが市町の役割だと認識しております。現時点で、男女共同参画センターというものにつきまして、検討すらちょっとできていない状況の中で、そういうセンター構想というものについては、今の現状の中で支援していくということで考えてはおりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）結論がこうだというのが出ないのが非常に残念ですけど、女性に限った貧困ではなくて、子どもの問題もあるし、青年というか、若い人たちの働き口も年間収入が200万円というのが1,000万人前後おると。やっぱり、基本的には給料を上げる、その施策がいつでもどこでも必要だと思うんです。それで、今、提案をしております問題は女性の貧困ですが、これを女性の貧困問題ではなくて、これだけのことを強調するのではなくて、社会全体の問題として取り組んでいく必要が私はあると思うんですが、町ができるだけのことは今までしたと言いますが、本当に子育てしやすいとか、あるいは弱い人の立場に立つ行政、町の施策がどうしても必要だし、第4次総合基本計画の中にもそういう項目が何箇所も挙げておられるんですね。その立場に立って、町長はそういう生活のしにくい今、現状、どのように施策をやられるのか、最後にこの項目についてお尋ねをいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）佐中議員から貧困に関する様々な課題についてのお尋ねがございました。

まず、調査についてのお話がありました。これにつきましてはマクロの視点から政府が様々な調査をしているということで、一定のその報告等を見れば、傾向と最近の動向等も把握ができるわけですが、町といたしましては、個々のケース、貧困に至った原因、あるいは各世帯の状況、それぞれ異なっております。この異なっている状況、貧困を抱える人たちに対して、相談や現況調査の中で実態を把握して、ケースに応じた適切な支援を行っていくということが重要であろうと考えております。したがって、支援を必要とされております方を相談窓口につなげていくということがまず重要ではないかというふうに思っております。支援制度や相談窓口の周知のあり方、そういったものについて従来どおりで十分なのか、そういった点を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）次に進みます。

駅前の再整備の問題についてお尋ねをするんですけれども、今のロータリー部分、いろいろ努力をされて、かなりの、私が今まで想像した以上に大きく整備もされている。ふさわしいというか、欲を言えば切りがないんですが、大体見通しが出てきたというように思います。今のロータリー部分、縁石で境をした部分、これ以外にＪＲの高架事業ができるまで、どのような方法でどうするのか。具体的にいうと、自転車置き場をどうするのか、あるいは駅前広場はどうするのか、前は東屋がありましたけれども、それらをどうするのか、そういうのを聞きたいんですが、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、御質問のありました、まず自転車置き場の件につきましては、現在、区画整理事業後の配置等に検討を行っておるところでございます。駅前広場の件でございますが、ロータリーについては、今、整備を進めさせていただいておりますが、駅前広場というのが、おそらくエレベーターが今あるところを指していらっしゃるのかと存じますけれども、エレベーターが置いてある部分については、現状から手を加える予定はございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）ちょっと私の勉強不足でよく理解もしていないんですが、ロータリー部分を除いた部分、歩道なのか駅前広場なのか、財産の目的いうんか、名称はどうなって、どう管理されておるのか、そこはどのような区別をされて、そういう自転車置き場にしておるのか、広場にするのかというのは明確でないので、ちょっとそれをお答え願いたいと思います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、区分といたしましては、駅前広場、南口につきまして、基本的には全てが道路区域になっております。その上で都市計画の便宜上の呼び方として駅前広場であったり、駅前ロータリーという言い方をさせていただいておりますけれども、駅前ロータリーという部分につきましては、車の回転するところ、バスのバス停であったり、タクシーの乗降場であったり、タクシープールがある部分について駅前ロータリーという言い方で御説明をさせていただいております。その部分については今現在工事を進めておって、今年度完成の予定でございます。駅前広場という言い方になりますと、今度は駅前ロータリー、先ほど言った駅前ロータリーを含めて歩道部分と、南口で言えば、エレベーターが置いてあって、その周辺に自転車が今とまっておるんですけれども、

あの辺を含めた部分が駅前広場という形で区域が示されようかと思います。今回の区画整理事業におきましては、エレベーター部分につきましては移動ができませんので、整備する予定はないものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もう少し詳しくお尋ねするんですが、駅前の広場、今、表現ありましたね。歩道というのはどういう部分を指して歩道というのか。私が今まで理解しておるのは、広場という名称じゃけれども、歩道として位置付けて、その部分を一部利用したのが自転車置き場というように私は今までの認識でおるんですが、その歩道部分を再整備して自転車置き場、今からどのようにされるんか、ちょっと分らんけれども、今後のＪＲの高架事業が進むまでその歩道部分をどういう活用していくのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）すみません、補足で。今の歩道という部分につきましては、歩道と車道を、車が入れないように段差を設けておりますけれども、段差を設けて車が走れる部分が車道で、それ以外の部分は、南口につきましては歩道という扱いになります。したがって、今、自転車がとめられているところは全て歩道になるんですけれども、道路施設として、駐輪場として整備をしておるものでございます。今後、高架ができるまでの間なんですけれども、区画整理事業で新たに整備した部分につきましては、自転車置き場を設置しないように、それ以外の、今回の区画整理事業で整備しない区域の方に自転車が集約できないかというのを今、検討させていただいているものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。それでは、大体、今のこの整備のことについては分ったんですが、今度は他人の土地ではあるけれども、町が区画整理事業を行っている。今までの答弁の中では、いろいろ民間の土地を利用して、地主さんが協力、協働というか、そういう方針にしながら、駅前にふさわしいそういう建物というか、空間を利用するというのが答弁にありましたが、町がこれまでいろんな形で図面を描いて、私どもに発表したのが都市計画のプランであるとか、あるいは駅前の再整備の中でのそういう鳥瞰図というんですか、それらをずっと示してきたんですね。だけれども、ここ西田町長に代わってから面整備はしたけれども、空間の整備は業者がやるんだという答弁をもらって、私はそう認識でおる。そしたら、今、約12億掛けて整備をすることになるわけですから

ども、これから先、町はどのようにするんですか。今どうしておるのか、今から先どうするのか。駅前にふさわしい再整備、先、私、一般質問で1番目の答弁、海田町は小さくてもすごい、ようやくとというようなまちづくりを望むし、その努力を望むわけですが、それが全く望めんというより、どうなるかよく分らないというのが今の実態なんですね。それがどうなるのかちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）区画整理事業の目的については、御質問の中でも言っていたようにあります。それに目指して海田町といたしましては、関係者とまちづくりにつながる施設の整備を今お願いしておって、その上で開発事業者の社内の方で事業の概要が固まりつつある状況でございます。海田町といたしましては、将来にわたってもそれが担保されるような方策として地区計画であるとか、そういった規制誘導の方策について、今後引き続き、関係者の方と協議を進めていきたいと考えておるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。今度はJRの高架事業の問題で、広島市のいろんな方針の下でJR高架事業が変わってくると思うんですね。我が党の議員の方からいろいろ情報をもらうと、明日かあさつてに大都市委員会という委員会を開いて、大体そこで方針が出るということになる。今までの船越町を中心とした運動の中で、見直し案では私納得できないと思うんですね、船越町側というんか。そうすると、原案に近いこの見直しというか、例えば呉線部分の交差する部分だけ残して、あと高架にするとか、そういう案が出る可能性は、私は大ではないかと考えるわけです。そうすると、海田町が2キロ上がる、2キロ見直しでやると。よくよく考えてみると、山陽本線は1100メートル、そのうち800メートルは勾配を造る。300メートルしか上がらないということになるんですね。呉線が900メートル。そうすると、400メートルで、500メートルしか上がらない。上がった部分は瀬野川部分だけというように判断ができるわけです。こんなまちづくりを広島市部分が見直しをして、原案どおりというか、のようなまちづくりを進めてきたら、海田町は今、見直しておる高さが3.2とか、第2期工事で総合的に見たら2キロしかないような、これで私納得できないし、また将来子どもや孫のためにも、やっぱりJR高架事業は、全国的に標準である制限のない4.7メートルですか、4.7か8か、さっきも言いましたけれども、そういう高さにすべきだと思うんです。今、出ているのが3.2、消防自動車のはしご車が3.5あるのに全く通れない。それをもっと上げてくれという決

議はしましたけども、相手があることですから、それは努力するということで、どうなるか分からないというのが現状ですね。そういうことになると、広島市の方針が変わったら、今まで四者が合意しておったそういう協定でもない、申し合わせ、それを再協議する、そういうことを町長は考えておいでですかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）先ほど、町長の方からも御答弁を申し上げましたけれども、私ども現在広島市の方からお聞きしておりますのは、平成27年6月に四者合意した見直し案を基本として、また海田町、府中町のまちづくりの取り組みに大きな影響を及ぼさないことを考慮して、それから、市域内においてどういった対応ができるのか、この3点を基本に検討しておられるとお聞きをしております。したがって、現時点で海田町として見直しを検討する状況にあるとは考えておりません。まず、広島市の検討内容をお伺いするということが重要だというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）第1答弁では、町といたしましては、まず広島市の検討内容をお伺いするということです。聞くだけですから、後からどうするかというのは、今、副町長が答弁されたように、どうするかという、また再検討されるんだと思いますけれども、しかし、全国的に見て、大都市、ほとんど高架になっているんですね。広島市の関係もあってですけれども、わずか6.4キロも上がらなくて、2キロ、2キロで、第1、第2で見直しをするような、こんな小さな発想というか、そうでなくて、もっと己斐の方から東広島の本八松ぐらいまで高架にするような、そういう発想の下で事業を進めていく、部分的にジェットコースターみたいに上がったたり下がったりするようなまちづくりは、私としては不十分だし、今まで全くしないと言っていたのをやるというから妥協したというんか、ほっとしたというんか、これよりも前進したという気持ちでおったんですが、しかし、幾ら待ってもできない。本当は平成27年度に完成しとらないかのに、まだまだ先の話。それででも15年ぐらい掛かるという。そしたら、私、おらんと、この中に何人かしか残ってないと思うんですけれども。それよりも本当にまちづくりをする、本当の都市計画ですね、都市計画プランというのがあってね。やっぱり、そのためには規定の全国平均した高さの制限のない4.8ぐらいでしたかね。そこまでやるような方針を持って取り組まんかったら、ここにおられる皆さんも禍根を残すんじゃないかというように思うんですが、もう後は町長の決断とか、あるいは働き掛けとか、あるいは政治家を、

県会とか国会とか、それぞれの議員を使って、そういう働き掛けが私は必要だし、今やらなければいつやるかというようなのが出てくると思うんですが、それはどうなんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、平成27年6月に四者合意をして、その過程の中で計画を進められる、そういった中に広島市域におけるいろんな問題点が今、浮上ってきて、その解決策を広島市がいろんな形で模索をされている現状でございます。その結果、広島市と広島県という工事主体の方で検討される中、今まで聞いている中では、海田町と府中町のまちづくりに影響がないように、できるだけ配慮しながら、そういった検討をなされているというふうに私は伺っておりますので、まず、その回答結果を受けるとするのが大事だというふうに思っておりますので、流れ上、そういった形になっているというのが現状でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）同じような答弁を繰り返して、質問も繰り返しているようなので、これで次に進みます。

一つは県合同庁舎跡地の土地購入の問題についてお尋ねをいたします。この間、議会の報告会をやりましたら、住民投票するという、駅前広場は空いとるし、中々定まらないということ。私、調べてみたんです。一部、海田しんぶんにも書きましたけれども、平成25年12月13日から住民投票条例を提案して、議会で決めて、1回、2回、3回、4回、期間を延ばさなければ条例違反になるということから、何回も延ばしてきた。それで、4回目には町長の判断で住民投票をするという提案をされて、否決したんです。その後、住民投票条例の日程を延期したわけです。同数であった、その当時の久留島議長のときに、議長の判断で、これが住民投票の日付が延期をされた。しかし、町長選挙があって、西田町長が庁舎の建設場所、合同庁舎ということですね、全面的にそれを掲げて当選をされてきた経過がございます。そして、住民投票は6回目に廃止という条例を出して、今日まで進んできたわけです。前町長のときに、何回も住民投票をやってくれということをやったけれどもしてくれなかった。けれども、西田町長誕生のときに、ほぼ合同庁舎というのが中心で当選をされたので、必要ないということから廃止になったわけです。それを前提にして、私、心配するのは9月議会の中で、庁舎の基本計画、整備のことについて載せて、皆さんに、町はこういうふうにする。事実、そうなんです。

そうなのですが、今までの教訓から見れば、これ、2009年の505号、そのときに、皆さん覚えがあると思いますが、山岡町長のときに駅前に26階建てのビルに250、70ぐらいでしたかね、駐車場も造って整備しますというのを広報に出して、4小学校校区に説明会を開いてきたんだけど、実際はJ Rとあまり交渉してなくて、J Rは公共団体とやるのはやめるということから、早く言えば、山岡町長のそういう政治生命、そこで命をとったというような、こういうきっかけになったわけですね。聞きたいのは、広報にこれだけ計画を出して、作ってはいるんですね。しかし、その基礎になるのは場所の問題なんですね。その場所がまだ確定していないのに、前回の二の舞になりやせんかなというのが、私、ものすごい心配しておる。だから、土地を早く、県と交渉して、財政調整基金が、買うぐらいのお金は塩漬けというか、眠っているというか、活用していないとか、今から多額の金は要するというのは承知です。けれども、県合同庁舎の跡地を購入して、私はどっちに向いても損はないと思うんですね。買える条件があれば、私は早く手を打って買うてもらいたい。どうなんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県海田庁舎跡地の取得につきましては、庁舎の移転先ということで、県と連立事業と関連街路に関連をして、町の方が取得するという事で、協議もしながら進めておりますので、こうした中で適切な時期に購入をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そこまで私何ぼでも理解できる。前回の議会でもそういう答弁をいただきましたし、一定程度、県との窓口のやりとりの中でほぼ見通しがある、しかし、まだ確定はしていません。そうすると、町民に対して広報に出された、こういう中身を皆さんに配ると、もうほぼ確定したようになるわけですね。最悪の場合、西田町長が代わった場合はまた見直しということで、これが今までと同じように変更になる可能性も少なくない、大であるというように思うんです。そうすると、町民から見たら、監視をする議会は何をしとるか、こういう指摘がされると思うんですね。私は町と県と土地を購入の約束、内定、これができていて初めてこういうのが発表してもいいと思うんですけども、ないのにやって、前出した、駅前のね、ああいう大きなすばらしい発想だったと思うんです。だから、私もここは賛成やったんです。ところが、J Rと交渉したら、J Rと全く話がいつてなかったと。私、後悔をしておるんですね。町民をだましたこと

になる。議会もだまされたことになる。そういう二の舞になりやせんかなというのが、私、議員として、町民に対して責任を持つとる議会として、前回の二の舞を踏まない、前回の轍を踏まないという立場から、町長にこの問題についての確定、県合同庁舎の土地、ほぼ間違いない、あるいは今こういうように進んでおる、こういう話を、答弁を求めたいんだけど、いかがでしょう。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎の移転先につきましては、やはり町の方で移転先が決定して、県の方に取得の申し込みをして可能となるものでございます。また、このたびは連立事業とその関連街路に関連した庁舎移転ということで、庁舎移転の特定財源の一つにもなりますので、そういったことも勘案しながら、適切な時期に購入するように考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）前向きな答弁をずっともらって、私も支持して今日まで来たわけです。

しかし、明日かあさって、広島市の大都市対策特別委員会の中で、いろんな方針が変わってくる、こういうことになると、海田町としても今までの見直しを変えていかなければならない、現行のままでは私は町民も承知しないし、議会としても広島市の見直しがどの程度進むか分かりませんが、やっぱり、町執行部の考え方を、今までの四者で決めたことを進めるという、その1本だけで私は済まないと思うんですね。変わった場合に、四者の協議を再協議する、こういう場が必要だと思うんですが、そのことについて町長はどのようにお考えか最後にお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回の広島市の計画を受けて、広島県と広島市ですね、そういった提案が出てくると思います。その提案を受けて、その後、30年度末までに一応協議をし、決定を行っていくというふうにスケジュールは組まれております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞いとるのは、スケジュールじゃないんですね。広島市が今の見直しをした部分を変えた場合に、町長として今までどおりのやり方でやって、海田町早くやってもらうんだと、ここで止まるのか、それとも再協議をして、もっともっと町民の立場に立って、先ほど私が言った、一番いいのは4.8だったと思うんですが、制限のない高さでね。これにふさわしいような見直しにつながっていけるのかどうか、そういう

考えがあるのかどうかということをお尋ねしておるんです。スケジュールを聞いておるんじゃないんです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）現行、四者合意の過程の中には、そういった含みを含めて、改善できるところは努力するという形の県の答弁はいただいております。四者協議の次に行われる協議の中にも、その努力に向かって進めていただけるように、私はきちっとお伝えしていくつもりでございます。そういった内容で協議を進めるつもりでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。町内の新設中学校についてお尋ねいたします。

国際学院高校に附属する中学校、平成31年4月頃に開校する予定と聞いておりますが、次の3点について問うものでございます。

1番目、海田町立中学校の入学者数にも多少の影響があると考えますが、開校以後の対策はどのように考えていくのかお尋ねします。

新設される私立中学校に対して、資金援助は無理としても地方自治体として何か支援するかどうかお尋ねいたします。

3番目、新設される私立中学校を含め、国際学院高校はJR海田市駅と安芸中野駅との間に請願駅を要望している地元企業の一つでもあり、既に地元住民、周辺企業は要望書の署名運動を開始しております。請願駅は地方自治体、地元住民、新駅周辺企業等の要望により、開設される鉄道駅であります。町としても何らかの協力はできるものかどうかお尋ねいたします。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目と3点目については私から答弁いたします。

広島国際学院高等学校に併設される中学校については、平成31年4月の開校に向けて、現在手続き等を行っている段階と聞いております。

2点目の私立中学校に対する支援については、県が私立学校の振興を図るため、経常費などに補助金を交付する制度を設けております。町といたしましては、学校と連携が

必要なことも出てくるかと思しますので、その都度、適切に対応していきたいと考えております。

3点目の請願駅については、以前から新駅を求める意見があり、最近、そうした動きがあることは承知しております。平成15年の調査結果によると、新駅の開設には新駅によるJR利用者の純増や駅舎や周辺整理の負担など、多くの課題があり、困難との結論に達しております。その後の状況変化も検証する必要がある、これからの課題について今後調査研究してまいります。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）久留島議員の質問に答弁いたします。広島国際学院高等学校に中学校が併設されることになった場合には、町内の各中学校にも影響が出るものと考えられます。教育委員会といたしましては、引き続き、各中学校において特色ある学校づくりに取り組み、児童、保護者、地域の皆様にとって魅力ある学校を創造してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）再質問をさせていただきます。この新設中学校に対して町が独自に補助する気持ちはあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現時点では広島国際学院高等学校さんの方で、中学校の設置に向けて手続きをされているという状況でございまして、学校さんの方から特にこれといった要望もございませんので、今後そういった話がございましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）次に、過去に、海田町に私立高校がありますが、補助を出したことがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまで私立学校の経常的な運営に対して、町の方から助成金等を支出していることはございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）また、中学校の校区変更はどのように考えているか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）広島国際学院高等学校に中学校が併設されたといいたしましても、現時点で中学校の校区について何らか検討するという状況にはないと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）次に、中学校の定員が少し変わるかと思うんですが、中学校の選択制についてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現時点では、中学校の選択制についても考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、少し定員が少なくなつて、こじんまりした学校に中学校がなつたとして、小、中学校の一貫校にする気持ちがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）広島国際学院高等学校に中学校が併設されるとして、学級数と募集人員とも分かりませんので、その影響がどの程度あるかは分っておりません。教育委員会といたしましては、現在の4小学校に2中学校、しっかり魅力ある学校にしていきたいということで、特段の考えはございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）まだできていないから、先のことまで分らないと思いますので、このぐらいにしておきましょう。

次に、請願駅についてでございますが、これは以前、先輩議員から去年の3月の一般質問で出されていると思うんですが、このときの町長答弁として、しっかりと調査研究しながら前向きに検討したいというふうに思っておりますと言われておりますが、その去年の3月から今まで1年半たっております。しっかりと前向きに検討された進捗状況をお知らせください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）検討の状況でございますけれども、平成15年に委託の方を行いまして、新駅の設置について検討しているところでございます。そのときの検討におきましては、駅新設の費用が全て地元と言いますか、地域の負担になるということ。駅を設置することに伴う電気代などのランニングコストが賄えるだけの利用者の増加があること。これは新駅の設置により新駅での利用者が増える、増えたとしても他の駅の利用者が減るよ

うであれば、それはカウントできないということで、新駅により純増になるということが条件となっております。平成15年時点ではそういった状況にはないということで新設の駅は厳しいというような結果となっております。現在、地域の方々の動きの中で請願駅の設置に向けて検討を進める中においても、こういった条件については越えていかなければならないものだと思いますので、そういった項目について、今後の状況を見守っているというようなところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今の説明を聞くと、乗降者があまり増えないから現状と変わらないという答弁に聞こえるんですが、新しく駅ができた場合には、自治体が得る利益は、その地域の地価上昇により、路線価も上がり、税の増収が図れると思います。また、交通の利便性において、その地域の企業や住宅なんかの新規立地による税増収も考えられると思います。

そして、地元企業も中小企業がああ辺りに何箇所かあると思いますが、その企業も従業員の駐車場に大変困っておられます。工場も狭くして、従業員の駐車場に充てられておるような状況でございます。だから、駐車場がないかないかとよく相談を受けるんですが、そういう状態で駅ができたら、その駅から通われる従業員がたくさんおられるので、それはJRに対しての乗降者増になると思います。

そして、直接的な公共からの補助は無理かと思いますが、側面からの補助、サポートして民間の資金を活用することになると思いますが、周辺の整備費用は、これは町が負担しなければいけないと思います。

また、時期的には東京オリンピックが終了する3年後、そのぐらいから主に工事に掛からないと、今では工事資金が高いですから、だから、建設促進会によるか、また先ほども出ましたふるさと納税に頼って、少しでもプラスになるかというところでございます。

全国的に試算してみましたら、駅舎が10億に周辺整備が10億ぐらい掛かると思いますが、既に地元企業もこのぐらいなら出してもいいという口頭の回答はいただいております。

そして、もちろん、新設校にしても現在500名の署名と地域の方の500名の大体1,000名ぐらいの署名をいただいております。だから、これは町の方がちょっと難しいということではなくて、前向きに検討をするというって、後ろ向きな回答をいただいたんでは、

あんまりありがたくないと思います。

もう一度、回答をお願いします。やる気があるかないか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、新しい駅が設置されますと、経済の、周辺の活性化も含めて大きなメリットと言いますか、発展が見込まれるものだと考えております。ただ、平成15年の調査のときにも、その駅の新設、それと周辺の整備で約30億円の費用が必要というのが出ております。この30億円の整備費をどのように確保していくのかというのが一つと、ランニングコストが賄えるだけの駅の利用者の増をどのように見込むか、これらは平成15年以降、その周辺がどのような開発等が行われるかというようなことになるかと思いますが、そういった状況も見極めながら、どちらにしても地域の活性化につきましては、町としては望むところでございますので、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今、30億という数字が出ましたが、無人駅も広の隣の方にもありますし、だから、駅の規模においては全国的に見ても20億前後、それ以下でも可能という数字が出ておりますので、あまり大きな数字をはじかんでも、どうやったらできるだろうか、どうやったら可能かというふうな考え方を進めていただきたいと思います。そうしないと、はなからもう駄目じゃ駄目じゃ言うたんでは話になりませんからね。地域ではもうお願いするために皆さんが動いておられますので、行政の方が駄目じゃ言われても地域は動いとるんですよ。その点でもって少し検討していただきたいと思います。

最後にもう一度回答を。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほど、30億と答弁をいたしましたのは。あくまでも平成15年の調査ではじいた数字が30億ということで、実際、整備するとなると、どの程度でできるのか、現実性を高めるためにはどのような整備手法があるのか、そういったことも検討していくようなことになろうかと思います。

どちらにいたしましても、地域の活性化につきましては、町や市は望んでいるところでございますので、地域の活動の状況も踏まえながら、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）では、よろしくお願いします。終わります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。大きく3点質問いたします。

救命装置AED屋外設置について。本町では暮らしの安心、安全の観点から県内の市町より先駆けて、平成22年度に町内の各公共施設へAED、自動体外式除細動器を設置しました。現在、文科省調べによりますと、全国的に学校の配置が急速に進んでおりまして、公立小学校の99.9パーセント、中学校の99.9パーセントに装置又は設置予定がされています。ただ屋外の運動場で必要となった際には、本町と同じく校内に装置を取りに行かなければならない学校が多く、公立学校での装置設置場所は玄関、小学校37.3パーセント、中学校38.1パーセント、職員室、小学校25.4パーセント、中学校33.0パーセントであります。

町内の小、中学校では、平日の夜間や休日にも多くの町民が体育館やグラウンドを使用しております。日中であればAEDを取りに行けても、夜間や休日などは校舎に鍵が掛かり、せっかくの装置が使えないというおそれがあります。いざというときに備え、体育館やグラウンド利用者にもすぐ取り出せるよう、救命装置のAEDを屋外に設置をすべきであります。本町の御所見をお伺いいたします。

続きまして、二分する庁舎移転の町民の声について。役場庁舎の位置を定める条例の改正は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の約3分の2以上の同意を要する特別多数議決の議案であります。この条例制定時期は、新事務所の建築着工前とするか建築着工後とするかは、当該市町村の事情によって差し支えありませんが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないという、旧自治省の行政実例があります。一方、早くとも工事に着工する段階でなければ条例を変えるべきではないと、そういう解釈が総務省の指導通達においてなされていると思います。本町においては、庁舎建物の建築までは通常の予算執行であり、過半数議決で済んでいる一方、役場庁舎の移転は特別多数議決が必要であります。

以下に問います。①、役場庁舎の位置については、町民の皆様から、現町長が町議のときは庁舎移転場所についての住民投票の実施に賛成の立場を貫かれたので、当然、住民投票によって決着をつけるだろうという意見があります。一方、町長になられたのだから、決まったのも同然、無意味だという意見もあります。海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例は、平成27年の12月によって賛成多数

可決、いわゆる廃止されたもので、町長になられてから自らの意思は反映されていません。住民投票が実施されれば、その結果をもって出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決は可決し、庁舎問題は即解決に向かいます。町民の二分した意見を解決するため、改めて町長として役場庁舎の位置を決める住民投票を実施すべきではあるが、見解を問います。

②、旧自治省の行政実例でいえば、本町は基本構想の段階で既に庁舎移転の条例改正に3分の2以上の賛成をもって、役場庁舎の位置を定めるべきであり、役場庁舎の位置を定める条例の改正は、なぜ当初から今に至っても実施しないのかという意見があります。一方、工事に着工する段階でなければ条例を変えるべきでないという、総務省の指導通達の解釈に合わせているのだという意見もあります。町民の二分した意見が等しくあります。海田町役場の位置を定める条例の改正は、本町にとっていつが、町民にとって適切と考えているのでしょうか。

③、庁舎建物の建築までは通常の前算執行であり、過半数議決となります。一方、役場庁舎の移転は特別多数議決であります。移転に係るこの差を埋めるため、町長はどのような努力をするのでしょうか。

④、役場庁舎の移転問題や住民投票に至る経緯を含め、町民の皆様へ具体的かつ積極的な情報提供や説明会が必要ではないでしょうか。

大きく3点目、重要、優先課題と学校設置者認識について。学校給食法は義務教育の学校設置者について、給食が実施されるように努めなければならないと定めています。学校設置者に質問します。

①、海田町の重要課題、重要事業を具体的に五つ挙げ、学校給食は現在どの重要位置にあるでしょうか。

②、町の最優先課題に中学校完全給食、自校式導入を挙げるべきですが、見解を問います。

③、6月に私が指摘をするまで、町長は学校設置者を教育長にして、過去全ての答弁をさせていました。なぜ、我が町だけそうだったのか、解釈を問います。

④、学校設置者としての考えをこれまで数人の議員が質問し、第1答弁から学校設置者でない教育長にさせていたという町の事実を町民へどう釈明するのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の1番目については教育委員会から、それ以外については

私から答弁いたします。

まず、庁舎移転の町民の声についての質問でございます。1点目につきましては、住民投票条例は議会の提案により制定し、議会で、その議論を経て廃案となったものと認識しております。新庁舎におきましては、県合同庁舎跡地が新庁舎建地として最もふさわしいと考えておりますので、その優位性を御説明することで皆様の理解を得てまいりたいと考えています。

2点目の役場庁舎の位置を定める条例の改正の時期につきましては、基本構想の策定でいただいた候補地に関する問題点の対応策をお示しし、併せて庁舎の建設に必要な財源の見通しが立った段階で提案するのが適切であると考えております。

3点目の特別多数議決に必要な賛成を得るための取り組みについては、県海田庁舎跡地の庁舎建設としての優位性を議員の皆様や町民の皆様にお示しし、賛同をいただけるよう、努力してまいります。

4点目の町民への積極的な情報提供や説明会の開催につきましては、町ホームページや広報紙で継続的に新庁舎整備の方針や進捗状況等を町民の皆様にお知らせしてまいります。

続きまして、重要、優先課題と学校設置者の認識についての質問に答弁いたします。まず、3点目、4点目については先に答弁いたします。学校設置者に係る解釈についてでございますが、学校教育法第2条第1項の規定により、学校は国、地方公共団体、及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができるとされ、本町における公立小、中学校の設置者は地方公共団体である海田町ということになります。地方自治法第180条の5には、普通地方公共団体に置かなければならない執行機関として教育委員会が定められております。地方自治法第138条の2には、普通地方公共団体の執行機関は、執行機関の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うと規定されています。また、教育委員会の職務権限として地方自治法第180条の8の規定とともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条にも規定され、その第11号に学校給食に関することが具体的に規定されています。この学校給食は地方公共団体の行う事業であり、その事務は教育委員会が担任することと解されています。学校給食法第4条では、義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸学校において、学校給食が実施されるよう、努めなければならないと規定され、義務教育諸学校の設置者は小、中学校の設置者とされていることから、同様に地方公共団体が設置者となるもので

ございます。

これらのことから、事務を所管する地方公共団体の執行機関である教育委員会を代表する教育長に答弁させることについては問題ないものと考えております。

続きまして、1点目と2点目の重要、優先課題と学校設置者の認識についての質問でありますが、1点目については、現在、本町において海田市駅南口土地区画整理事業、新海田公民館整備事業、庁舎移転事業、かいた版ネウボラ事業のほか、様々な分野で重要課題、主要事業があり、そこに位置付けを行ったり、重要性を比較したりすることは困難であると考えております。

2点目の中学校への完全給食の導入については、初期費用に加え、維持に係るコストも含め、慎重に検討する必要があるものと考えております。

それでは、1点目の質問については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）兼山議員の救命装置AEDの屋外設置についての質問に答弁いたします。

町内6校の小中学校では、海田南小学校が保健室に、それ以外の小中学校においては事務室にAEDを設置しております。学校施設開放事業で運動場や体育館を利用する方々の使用を考慮して、屋外にAEDを設置することについての御質問でありますが、盗難や破損のおそれがあることや屋外の環境に対応した屋外型収納ボックスを新たに整備する必要があることなどから困難であると考えております。町内の各小中学校には平日の夜間や休日に警備員を配置しており、学校施設利用者から要請があればAEDの貸し出しは可能となっております。今後は学校施設利用者の使用も考慮し、AEDの設置場所を周知してまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）それでは、救命装置AEDの屋外設置についての再質問からいたします。

答弁の中に、小学校で保健室、それ以外が事務室になっている、これはなぜ統一していなかったのか。これ、聞いていくまではどこにあるか分らないでしたね。なぜ、統一していなかったのかをまずお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）AEDの設置場所の統一についてでございますが、各校の校舎の配置、また教室の配置等の事情もありますので、一番最もそのAEDを迅速に対応できる場所、すぐに対応できる場所というところで、各校、今回は南小学校が保健室、その

他の学校が事務室ということになっております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の答弁ですと、シミュレーションをされたということでよろしいんでしょうかね。実際に起こったと想定して。例えば、一番困難であるところで起こったと想定して、心筋けいれんが起こったということを想定して、シミュレーションをされた結果、その設置場所に至ったということでよろしいんでしょうか。架空なんでしょうか。どうでしょうか。想定しているだけの問題でしょうか。ここの現状についてお聞きいたします。どうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）設置場所につきましては、各校のそれぞれの判断に任せておりましたが、シミュレーションという点におきましては、現在、把握はしておりません。ただ、一番最も早く迅速に対応できる場所ということで、各校が考えているものと認識しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）学校寄りの目線からするとそうかもしれないんですが、利用者としては西小を使うかもしれませんし、中学校を使うかもしれませんし、いろいろありますね。ですから、まず教育委員会として設置場所については、その状況において一番学校が考えた上で適切な場所に置いていたということでよろしいんでしょうかね。ここで間違いはないんだということで、まずそこから始めさせてください。どうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）そのように認識しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）私の質問については、屋外の設置、元々平成22年度に予算通していただいて、提案ですね、私とか大江議員がAEDを設置しようということで提案して、県下でも新聞に載るぐらい、先にこれは実現されました。その経過をずっと見ていながら、もしものときの想定した上で、実際にこれが本当は使うべき状況があってはならないんですが、あった場合に、あっただけで持ち腐れになってはいけないことで、今回いろんな調査をした上で、本来でしたら、町の意見を全部聞きたいんですが、まず学校のグラウンド、敷地内の中での屋外という状況だったら、まずこれは少しハードルが低いんじゃないかということで、質問をさせていただいたんですが、今後、今の答弁になりますと、

学校の敷地内、グラウンドのフェンス外内ですね。ということは、学校のグラウンド、校舎があって、その外に置いてはどうかという質問にしているんですが、それでも破損や盗難のおそれがあるんでしょうかね。どうですかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、学校がA E Dを設置している場所は常に誰か教職員なり事務の人間がいる場所となっております。屋外となると、そういった目から離れるということで、屋内に置くよりはそういった危険があるということを考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）屋外といっても、校舎の玄関前でも一応屋外にはなるんですね。屋根伝いの中の、玄関内じゃなしに。内でしたら事務所になりますし、保健室になるでしょうし。ですけど、玄関外も一応屋外として考えた場合に、私はそこをイメージして、ここから入れるんじゃないかということで質問をさせていただいているんですが、そこについても、やはり、もしかしたら、児童、生徒が絶対しないと言い切れないんですが、それだから付けないという、それだけの答弁でこれは本当に通る話なんですかね。盗難といっても、学校のフェンスを越えたら、これは警察に通報されるわけですから、門ですね。私、学校に勤めていたからよく分るんです。日中閉めますんですね。これ、入ったら不法侵入ですよ。それで、利用者がもし破損するんだったら、これは通報して弁償してしまえばいいではないですか。そういう面で、もう一度お尋ねしますが、今後、今の屋外という部分の解釈の中に、玄関外の中のところに設置するという方向も検討も全く考えていないという答弁でよろしいでしょうか。今後も含めて。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）玄関前が屋外かということで、そういったところも議論はしないのかということでしたが、屋外に置く場合におきましても、A E Dが正常に働くためには、その温度や湿度等の関係があると聞いております。そうした場合、答弁にもありましたように、専用の設置ボックス等が必要となることから、現時点では屋外設置ということは考えていないというのが現状でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ということは、結局、困難というところは設備する必要が困難ということなのか、盗難があったり壊れたりする、それを重視して、もしも利用者が使いたいときに、もしものものですんでね、これ。もしものときに備えて使えない状況を、例えば、

てんびんに掛けた場合に、こっちの方、重きだという解釈でよろしいんでしょうかね。
やっぱり、研究していくべきだというふうに私は解釈しているんですが、このことについて、一切これでいいんだという方向でよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）まず、校内のAEDということですので、子どもたちが活動している状況下で使うことということも当然考えております。授業中であつたりということと考ええると、全くの外だけではないというところは御理解いただけるのではないかなというふうにまず考えております。

それと、外に置くか中に置くかというところ、単純に盗難だからとか、外に置けないとか、お金とかいうことではないんですけれども、外と中と、複数台たくさん置けるということでも、金銭的な面等もございます。先ほどの置いている場所というところもありましたが、やはり学校の地形や子どもたちの動線を考えたときのそれぞれの場所ということですので、それを総合的に判断したときに、今はそれぞれの場所で校内に置いているということなんです。外の人に対しての配慮ということにいきますと、利用者に対する周知、つまり校舎の中のどこにあるかというところを、また、申請時、生涯学習課のカウンターに来られたときであるとかいうところで、確実にここにあるんですよという周知の方法を工夫したりするということは、これからしていかなければいけないかなというふうには考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）周知の方法についての検討ということで、今ある状況をより、児童、生徒も含めて皆様に、もしものときに、すぐそこだということが分る状況を作るから、屋外の設置については、今のところ、全く書いてないんで困難だという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）その周知のところを工夫、最大限活用させていただいて、今の状況で様子というか、確認をさせていただくというところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）これ、教育委員会を通して、まず学校のグラウンドとか、そういうところにしたんですけど、この質問の最後は、町の御所見ですから、やっぱり、今の教育委員会の考え方と町も一緒だと、公共施設にも置いていますけど、そういう考え方でよろし

いんでしょうか。屋外については、この状況でいいということによろしいでしょうかね。
どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）他の町内の公共施設につきましても、基本的には外に見えるようにAEDマークを表示したり、そういったことをしておりますので、現在のところは屋外設置というものは考えておりません。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今のいろいろ、シミュレーションするべきでありますし、またこれからも、せっかくのものですし、それは、もしものときに使えなかったということが、まずあってはならないことをどんどんこれから提案していくんですが、せっかくなので、ちょうどAEDの一般利用が解禁になって13年になるんですね。私、医療従事者なので分るんですが、これを機に、また改めて今の周知という部分で再質問のくくりでさせていただきますが、いろんなデータを調べたら、実際に使うのが怖いというか、そういったところもありますので、周知も含めてAEDの利用、シミュレーション、そういったところも、もう一度考え直すという再試行、またそういったことも含めて考えているかどうか。実際は、これ、ちょっと調べたんですけど、大体、実際に心肺停止になって3.7パーセントぐらいしか、このAEDを使って蘇生されたという例がないんですね。2万3,000人に対して700件なので。これを是非海田町は本当に50パーセント以上のことをできるようなことで、何とかこの取り組みの周知を広げていくお考えも少しあるかどうかお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず、周知の点につきましては、先ほどの次長答弁にもありましたように、学校施設利用の申請に来られた際に、設置場所を学校教室配置図、図をもって説明するようにしようと思います。また、学校に休日や夜間詰めている警備員に対しましては、再度、設置場所、同様な図面をもって示し、常に警備員のいる机上に置きまして、外部からのAEDの使用の申請が来た際には、迅速に対応できるように今、学校に対して、警備員に対して指導するところでございます。

また、シミュレーションのことですけども、各学校におきましては、AEDを用いた救助訓練を実施しておりますので、その際にAEDを実際に全ての学校におきまして、教職員がシミュレーションで利用しております。再度また、学校に対してもこの点は徹

底して職員で行うように指導していきたいと思っております。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町全体としてのAEDの啓発につきまして、防災訓練等でもAEDの講習を行ったりしておりますし、また、市消防の方におきましても、AED講習を実際に行ったり、消防団の方でもやったりしております。そういったところでAEDをいざというときに使えるように周知していただいて、適切な機器の取り扱いについて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の状況でいいますと、まとめさせていただきますと、今の設置について広く周知していく、そして利用については皆様どんどん練習を含めて、講習を含めてどんどん使っていく。そして、それによって、もしものときの蘇生が少しでも海田町内については上がっていくという方針で、今後は屋外設置は、他の自治体を見ましても、本当にたくさんやっている状況はあるんですが、あえてそこは今回は言わないとして、この状況を広く周知するというお考えでよろしいでしょうか。どうですか。最後、もう一度お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、救急救命、人の命に関わったことですので、そういった面で広く周知を図っていただいて、1人でも多くAEDが使えるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）AEDは分らなかったら、AEDに聞けというぐらいですから、是非取り組んでいただきたいというふうに、またいい提案をしていきます。

続きまして、2番目の二分する庁舎移転の町民の声についての再質問です。

①番のところは、住民投票を実施すべきであるがという問いに対しまして、答弁では議会の提案により制定して、議会で議論を経て廃案になったものと認識しておりますという答弁になっているんですが、私が質問しているのは、改めて町長になられてから、町民の声が二分しているんですが、どういうふうなお考えなんですかということをお聞きしているんですけど、町長のお考えが少しここに入っていないと私は認識しているんですが、町長のお考えをもう一度、少しここはお答えできるのであれば答えていただきたいです。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）役場の位置の変更の条例につきましては、あくまでも町議会において3分の2の議決が必要というところがございますので、その3分の2の議決の賛同をいただけるように今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）であるので、西田町長が町長になられてからは考えていないということでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほども答弁いたしましたとおり、最終的には議会の場で議員の皆様にご賛同をいただくことが必要ということでございまして、住民投票が必要な手段であるというふうには考えておりません。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そして、その優位性を御説明することで、皆様の理解を得たいと考えておりますと言うけど、皆様の御理解を得るような場所も選定しないんですけど、この考えはどういう形で町民にお示しするのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）平成28年度に基本構想の方を策定いたしまして、今年度に入りましてから、町の広報紙でありますとか、ホームページ等でその情報でありますとか、現在取り組んでいる新庁舎整備の事業の進捗状況についてお知らせをしております。今後もういった方法を活用しながら、町民の皆様に広くお知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）また最初に戻るんですけど、二分している意見について何とか一つにまとめよう、何とか自分の考えに持っていこう、理解してもらおうということは、単なるこっちの、こっちというんですか、町執行部側の報告、ホームページで報告します、広報で報告しますだけで、一方通行ですが、それで果たして意見を集約できるというお考えなんのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎の移転の位置につきましては、これまで長年議論もされ、皆さんそれぞれ御意見をお持ちだと思います。とは言いながら、移転候補地であります県海

田庁舎の、庁舎としての優位性をお示しすることで、多くの皆様に納得をしていただいて、庁舎の位置が決定されるというのが望ましいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）2点目に行きながらまた戻らと思うんですが、2点目の役場庁舎の位置を定めるところについて、2点目というか、その中にありますね、町民にとって、いつがいいかということの質問に対する答弁が、財源の見通しが立った時点で提案するということなんですけど、町民は既に広報を見ながら決まったのという町民もいます。決まってるよという人もいます。その声に対して、いつが適切かというところに対して、広報やホームページでこういうふうな答弁、私が質問した答弁どおりに果たして周知するお考えなんですか。まず、今回も9月もそうですし、8月もそうですし、7月も書いてありましたけど、ここが一番大事なところではないですかね。どうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本構想を策定の中で、県海田庁舎跡地を新庁舎の場所とすることにつきましても、浸水被害の問題であるとか、交通アクセスの問題であるとか、いろいろな課題をいただきました。最終的に庁舎の位置を判断するためには基本構想で、いただいた課題を整備の中でどのように解決をするのか、そういったことをお示しする必要もありますし、その庁舎を整備するとしても財源的な裏付けがあって、初めて整備の目途が立つというところがございますので、そういう前提条件が整った段階で、最終的に議決をお願いするのが望ましい時期というふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）基本構想、基本設計でお示ししている中で、先ほどの旧自治省の行政実例でいうと、もう既にそれを示してもいいんじゃないかという実例がありますし、逆に着工後でいいんじゃないかという意見があるんですが、そこについての答弁が財源の見通しなので、見通しはついていないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）このたびの庁舎移転につきましては、連立事業とその関連街路に関係した移転でございますので、その辺の補償金等の問題も考慮しながら移転を計画するものでございますので、その辺が明らかになった段階が、その財源の見通しが立った段階というふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ここも早くしようと思ったら、今の連続立交を進めるべきだということにつきますね。いろんな質問をたくさんいただいている中で、再質問の中にも今から言いますが、このことについての関連で、連立の事業の進捗を待つ間にも、先ほどの質問もありましたけど、船越地区の一部高架を検討するとか、広島市がですね。それで、実際の工事着工までは今後時間掛かりそうだと。船越の動向を見守ろうということでもいいんじゃないかという意見がありますし、逆に、一方、今のこの庁舎が53年ですか、老朽化で脆弱化が進んでおりますので、いろんな大規模災害が起こる、これを対処する面で、この事業延期はもう極めて不適当じゃないかという意見がある。相反するものですね。JR高架事業の関連事業は、これに伴う庁舎移転だという、ちょうど答弁いつか私いただいたことがあります。ですから、その広島市の動きを見て、ただ静観しているという考え方でよろしいんですかね。庁舎を早く建てないといけないんじゃないかという前提でいけば、このまま静観している状況でいいのかどうか、その整合性を図っていただきたい意味で、ここについて再質問いたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、現在の庁舎におきましても、旧耐震の下の建物ということで、耐震性が確保されているかどうか明確でない建物であるということは認識しております。そのため、早い時期の庁舎移転が望ましいということも考えております。とは言いながら、このたびの庁舎移転につきましては、連立、その関連街路事業の関連移転ということで、補償金が出ることを前提に整備の方を計画しております。ですので、どうしても前提となるそれらの事業の進捗状況によって、関係に合わせて進めていかざるを得ないものというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）狙いはよく承知しています。前回6月でも議員さんから質問がありましたし、またあるような感じですので、ただ、そういった考えをどんどん町民に示すべきであるのではないんですかという質問を私の中に入れていますが、それについてあまり消極的なので、もう一度、各項目の再質問にまた入っていくんですが、3点目の庁舎の特別多数議決がここで言う、11名以上ですけど、過半数で8名ですけど、移転に係るこの差を埋めるために町長はどのような努力をされるんですかという質問に対して、ここの県海田庁舎跡地の優位性を議員の皆様や町民の皆様にお示しして賛同いただけるよう努力してまいりますというんか、賛同していただけるよう努力してまいりますと

いう内容は何ですかという質問をしているんですが、どうですか。ちょっとそこを、努力の内容を教えていただけないか、どう努力するんですか、努力しますという答弁はないんですね。どのようにされるか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎の移転先についてそれぞれの意見があり、それぞれの根拠の基にこちらがいいというふうな意見をお持ちなんだろうと思います。やはり、そうした中で、いろいろ意見はあるけれども、その県海田庁舎跡地が庁舎の位置として望ましいと、その優位性があるというふうに考えていただいて、県海田庁舎跡地で整備しようというふうに意見が集まることが望ましいものと考えておりますので、県海田庁舎跡地の庁舎としての優位性をお示しして、御理解を得てまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）で、4番に行くんですが、情報提供、説明会開催についてはホームページと広報でやりますということなんですが、そういった今の部長のお考えというか、町の考えですね、それを町民の皆様にお示しする会を設けるべきじゃないかというところの問いなんですけど、もう一度お尋ねしますが、そういったお考えはないんですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町民の皆様幅広く町の考えを周知するにはホームページであるとか広報紙等に、町の考えをまとめてお示しするのが一番望ましい方法というふうに考えておりますので、これらの方法で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）皆様の意見を聴きますというところは、ホームページで聴くということですかね。本当に簡単に言っているようで重い、町民の意見を聴くというのはすごく重い仕事で、私たちもそれを担っているんですが、その究極が、私は住民投票だと認識しているんです。ホームページと広報で周知しますというだけのことでしたら、ただやっていることを報告して、私の考えはこうだけなんです。それを聴くということではないんです。なので、これ四つもずっとこう並べているんですが、町長はそのお考えを町民の皆様へ訴え、そして、その後いろんな話が出るでしょう。それを聴く会は設けないというふうなお考えでよろしいんですか。もう考えていないという言い方なんですか。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）住民の皆様のお伺いするのは、住民代表である議員の皆様とこのようにいろいろ議論するということが重要なことだと考えておりますし、新しい整備する庁舎の中に、住民の皆様のご意見を取り入れるにはパブリックコメントであるとか、そういった一定のルールの中で取り組んでいけるようにしていきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ですから、分らない、何を思っているのかというところ示す意味で、この質問をしているんです。自分が思っている権利を使って質問させてもらっているんで、それも一つの私の町民に対する皆様のご声を集約して届けて、それを答えていただいているので、これも一つの手段なんです。ほかにもあるでしょうという言い方なので。それはもう、分かりました。大体、イメージが分ったんですが、であるならば、根本の話をしますが、場所は決まったんですか、実際に。決まっているんですか、そもそも。この広報を見る限り。単純にばーんと場所が決まったのかとを感じる人もいます。場所が決まっているか決まっていないうか、どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）移転先につきましては、あくまでも候補地でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）決まっていないうですね。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）あくまでも決定をするのは、3分の2の議決を得たときというふうにご考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そこをまず前面に出すべきじゃないんですかね、ここから来たら。これからは。そのために、いろいろな意見を聴いたり、報告したりすべきじゃないんですか。単純な話なんです。どうなうんですか。これから、どんどん皆さんの意見を聴いたりして、町の考えを皆様に納得してもらうために動くんだという意思があるんかどうかということをお聞きしているんですが、どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）平成28年度に策定をした基本構想では、あくまでも県海田庁舎跡地を候補地として進めてまいりました。今年度作成する基本計画においては、そこを候補地

ではなく建設予定地であるとか、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。そういったことをするためには、位置に関する情報もお示しいたしますし、パブリックコメント等も実施しながら、町民の皆様の意見をいただいて、庁舎位置の方の決定に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）やはり、場所を決めることが私の解釈では旧自治省の実例に考えががあります。建設着工後という考えは私はないので、そっちの方向で、もうぼちぼちそこら辺についての場所を選定するという方向は、何かしら答えが出るということによろしいんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）答弁しておりますとおり、基本構想でいただいた候補地に関する課題をちゃんとその対策をお示しすること、それと財源の見通しが立った段階で、議決の方をお願いするようになると考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）二分する意見を集約したんですけど、二分してるんですね。それについて駅前の方が更地になっておりまして、本当にあれ何ができるんかという話をまた聞くんですね。町長は、あれを何しようとしているのかということを言われます。今回、入っていないんですけど、JR高架事業に伴う移転の候補地の中で言うと、そこが言えるかもしれませんが、まだそういう意見があるんです、町民の皆様は。ですから、言える状況であるということは今認識していただいているので、場所が決まってないんですから。建設予算は通っていますし、建設のイメージも分るんですね。だけど、別に場所が決まってないんだからということで、これから、広報なんかで周知していただきたいですし、まだまだそのような意見がありますので、やはり、執行部に対しまして、私、ここで言わせてもらうから、いろいろ議事録にも載りますし、自分たちの報告もしますけど、もっとたくさんいろんな人に周知したいし、報告をするべきだと私は考えていますので、是非そこはこれからも強く言わせていただきます。

続きまして、学校給食法に係る問題で重要、優先課題と学校設置者認識についての再質問なんですけど、私は質問の中に、海田町の重要課題と重要事業を五つほど出してくださいという質問に対して、何か順番を付けられませんかよということと言われたんですが、1点、2点。区画整理事業があつたり、公民館があつたり、そして移転もあつたり、ネ

ウボラもあるので、重要度を比較したり、順位付けは困難であるというんですけど、困難を整理するのが仕事じゃないんでしょうかね。根本的なところが、私は少し理解、自分ではできないんですが、整理できないんですか。どれも一緒なんですか。全部という意味なんですか。これ、町長どうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）我々、町行政、様々な分野で様々な課題に対応していかなければいけないということがございます。単一のものに限って、これが一番だというような順位付けというのは難しいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）でも、今年しないといけないとか、来年度までしないといけないとか、おおよその見込みがあつたり予定があつたり、それが計画じゃないんですかね。プランを立てたりするのが。そのプランが今、同時に働いていて、今、挙げている五つですか、これは全部重要だというのであれば、その次は何かということです。ちょっとこの解釈の摩擦が生じたらいけないので、正確な答弁をお願いします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）今回、答弁でお示しさせていただきましたのは、あくまで例示でございます。これに限ったものではございません。先ほど、申し上げましたように、町行政、一つのことに絞って事業をするというような形ではございません。様々な課題に同時に対応していかなければなりませんので、そういった順位付けというのは難しいということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）となってきたら、学校給食も重要だという解釈ですかね。ここ、答弁書いてないんですが、どうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）順位付けは難しいということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）順位付けが難しいということなので、多分、全部ですということなんですけど、その中で今、保護者の声がすごく大きい反響している学校給食についても、優先というか重要というか、それも一緒です。じゃ、何を整理して、どこまで仕事をして、どこで終わりがあるのかということも答えられなくなるんですが、すごく重要なこ

この答弁なんですけど、私がもう少し今の答弁に対して柔軟に対応できればいいんですけど、そもそもここが出ないからいろんな仕事がまとまらないんじゃないんですか。学校給食、すごく声多いですよ。だけど、選べないというか、比べられないという答弁になってくると、何でも駄目だし、何でもいいんかということになりますので、ここについては、学校給食についてもある程度の位置付けの部分は示していただかないと、困難、困難と言われたら、じゃ、何だったんかになりますので、位置付けの位置のイメージだけでもできませんか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）様々な重要な課題が町行政においてございますけれども、それぞれについて、内容を精査してどういったふうに取り組んでいくかということについては、個々に検討判断していくということでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）となってきたら、ここの質問の答弁の中に、2番目に中学校の完全給食を実施してはどうかという質問に対しても全く同じ答えになっているんですが、そもそも給食について、どのようにお考えかという6月の質問から今に至っているんですけど、そもそもどのようにお考えなんですか。考えてないんだったら考えてないでいいんです、町の方針として。ですから、重要度も困難であるし、優先順位もちょっと難しいのであるんなら、学校給食について、これも横一線ということなんですかね。もう少し説明を理解したいので、もう少し細かく説明していただけますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）学校給食につきましては、その有用性といいますか、それについては重々認識をしておるところでございます。その上で、今、どのような形で実施ができるのか、あるいはできないのか、課題や成果等を他の市町からも聴き取りを行いまして、教育委員会において事務を執行する機関として精査をしているところでございます。そのような中で町長の答弁にもありましたように、一方で初期費用に加えて、維持に係るコストも含めて、慎重に検討していかなければいけないという状況にあると認識をしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）2番の部分は最後にしますが、要するに、検討というのは方向性はまだ見い出していないというお考えなんですか。前は、6月のときは導入に向けての検討だ

と教育長はおっしゃったんですけど、そもそも私は学校設置者は首長である町長だということで、6月にしまして、今回、いろんな答弁が出ていますけど、検討についての前向きな導入なんですか。それとも、するかどうか分らないというところの検討なんですか。それも含めて検討なんですか、どうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）今、おっしゃられた、それも含めての検討でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）全く考えていないということですね、今まで。ということになります。重要度も分らない、決められない、それは決めちゃいけないということで。それが町の方針であるならばいたし方ありません。

4番のところの、3番も4番も一緒なんですけど、私の質問で、我が町だけなぜそうだったのかという質問に対して、答弁がものすごく書いてあるんですけど、この答弁の法の解釈も私も十分見えていますので、ここら辺準備しているんですけど、トップとしては給食は検討というだけなんですかね。それとも、いろいろ調べていますと、そういう考えでよろしいんですか。前も、牛乳給食と言うたら、それまでには、その答弁は本当にショックだったんですけど、学校給食が、いわゆる完全給食のことを皆うたっているんです。そこについて前向きな考えがあるのかないのか、そこも含めて考えているのか、もう一度最後お聞きしますが、そもそものお考えはどうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）先ほど申し上げましたとおりで、給食の重要度というのは認識はしておりますけれども、様々に越えなきゃいけない課題もございますので、そういったことも含めて、どのように取り組むか、取り組むことが難しいのであればどの辺が難しいのか、そういったことを含めて検討しなければならないという考えでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今までの答弁も教育長が答弁している状況も併せて、全く進んでいないという解釈でよろしいんでしょうかね。今も考えなければならない、慎重にしなければならないと、何年も言われていますけど、いつまで考えるのかという話ですけど、重要度が示されていないので、ずっとそれ、いいんですかね、検討しますという方針で。以上、終わりですという意味なんですか。どうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）繰り返して恐縮でございますけども、様々に考えなければならないことがございます。簡単に結論が出せるものではございませんので、初期の費用や経常経費等も考慮しながら検討する必要があると考えてございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩いたします。再開は15時25分です。

~~~~~○~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

7番、下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。本日は2項目にわたって質問いたします。

まず第1点目、学校設置者の責任について、6月定例会で執行部は従来教育長としてきた学校設置者を町長に変更した大幅な解釈変更であり、原因をしっかりと検証するとともに、教育長が学校設置者として判断してきた幾つかの問題について町長が再検討すべきと考える。町長に質問します。

1番目、学校教育法等の条文を読むとき、学校設置者を教育長より町長とする方が合理的であるのに、なぜ教育長としてきたのか、その解釈を問う。

2番目、中学校の学校給食について多くの議員から提案がなされてきたが、教育委員会は前向きな検討をしてこなかった。この問題は選挙で選ばれた予算編成権を持つ町長が検討、判断すべきである。学校教育法第3条、学校を設置しようとする者は監督庁の定める設備、編成、その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないとしており、設備は学校設置者の担当することである。学校給食の是非は教育の観点だけでなく、子育て支援、女性の社会進出、家庭環境や親の所得で子どもの受ける教育に差が出るべきでないといった社会問題の視点を重視して検討すべきと考える。町長はどう考えるのか問う。学校教育法は第39条で保護者は子女が小学校を修了後、満15歳まで子女を中学校に就学させる義務を負うとしている。町長はまず義務者である保護者に対し、中学校の学校給食についてどのような意見か意向調査を行った上で、学校給食採用について検討すべきと考える。見解を問う。

3 番目。学校選択制の採用について、県内23市町のうち、広島、福山、呉、大竹、三原、尾道、熊野、坂等、主要な14市町は既に導入済みであるが、当町は厳しく通学区域を規制している。この差はどこから来るのか。国レベルでは平成8年行政改革委員会から、平成13年に総合規制改革会議から学校選択弾力化の提言がなされ、平成17年には学校選択制について地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図るとの閣議決定がなされている。これを受けて、文科省は事例集の配付や市町村教員に学校選択制導入の是非について、児童、生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよう求めてきたとしている。しかし、海田町では過去にこうした国の意向を踏まえた議論、検討がなされた形跡はない。学校設置者である町長は過去の検証を行う必要がある。見解を問う。

文科省は学校選択制にはメリット、デメリットがあり、地域の実情や保護者の意向等に即して、学校設置者である市町村の判断と責任において行われるべきとしている。当町では教育委員会の小・中一貫教育推進のためには、一小学校の卒業生は全員同一中学に進学すべきとの方針の下に、厳格な通学区域指定が行われている。通学区域問題がこのように一つの視点のみで結論付けられることは問題である。

海小、西小の西中エリアは子どもの数が減り、南小、東小の海中エリアは相対的に増加傾向にある中で、この方針では将来そごを来すことになる。学校設置者である町長はこうした国の方向性、文科省の方針に沿って学校選択制について丁寧な検討、議論を進める必要があると考える。見解を問う。

2 点目。里道等の取り扱いについて。町の道路台帳に登録されず、道路法の適用も受けない里道等赤線の取り扱いについて不適切であるため、役場と町民との間でトラブルが起きている。管理規定等、何らかの指針を設け、恣意的な手法は避けるべきと考える。

以下の具体的事例をどのように取り扱うのか、対応方針を問う。

1、国信浄水場を建設した際、瀬野川からの取水管を埋設した農地部分を町が購入し、道路として管理している。この法定外公共物について、土地の旧所有者から正規に登録するように求められているが、町は黙殺、放置したままである。権利確定が必要と思うが、対応方針を問う。

2、三迫地区で計画されている宅地造成工事申請のための境界立会において、町は何十年も昔の土砂災害で消失した里道について、古い公図に記載があるとして所有権を主張し、最高裁判例を根拠に、黙示的公用廃止と取得時効による所有権を主張する住民と

対立している。早期の解決が必要であるが、町はどのように対応するのか問う。

3、三迫の西岡田橋付近から貞福寺まで、山裾沿いに昔から地元住民が使用してきた里道があり、現在も利用されている。ところが、この里道が公図に記載されておらず、長年、住民の一人が登記を求めているが放置されたままである。黙殺する理由と今後の対応方針を問う。

4、3年前、串掛林道沿いの土石流危険溪流に宅地造成工事を計画した造成主が、林道の一部は自分の私有地であり、町によって長年不法占拠されてきたと主張した。町は工事完了後、横の町有地と交換すると答弁してきたが、工事完了の目途が立たない現在、どう対応する方針か問う。

5、里道等について町は必要な登記や点検管理を怠っているのではないか。また、十分な検討もせずに所有権を主張するようなやり方は町民の不信を買うだけである。法定外の公共物だからといって、行政が好き勝手にやってよいわけではない。住民の理解を得ることのできる一定の基準とかルールを作って対応すべきではないか。見解を問う。

以上、2点でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。学校設置者の責任についての質問でございますが、1点目については学校教育法第2条第1項の規定により、学校は国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができるとされ、本町における公立小中学校の設置者は地方公共団体である海田町と認識しております。また、地方自治法180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に、教育委員会の職務が定められており、地方自治法第138条の2には、普通地方公共団体の執行機関は、執行機関の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うことと規定されております。これらのことから教育委員会を代表する教育長に答弁させたものでございます。従来の解釈を変更する考えはございません。

次に、2点目の中学校への完全給食の導入につきましては、生徒に望ましい食習慣や食に関する実践力を身に付けさせる機会となるなど、教育上の意義があるほか、子育て世代の負担軽減といった側面があることは認識しております。こうしたことを踏まえつつ、中学校への完全給食の導入については、初期費用に加え、維持に係るコストも含め、慎重に検討する必要があると考えております。なお、中学校の学校給食に対する保護者

の意向については、教育委員会において十分把握しているものと認識しております。

3点目の学校選択制についての質問でございますが、就学指定や学校選択制を含めた通学区域の弾力化につきましては、各自治体において、地域の実情を踏まえ、対応するものと考えております。次に国の意向を踏まえた議論がなされていないとの御指摘ですが、担当する教育委員会において、これまでも住民、保護者の意向を考慮しつつ、就学指定に関する事務を適切に行っていきたいと考えております。私としましては、通学区域の弾力化等に限らず、学校教育の充実に向け、今後も国や県の方向性を視野に入れつつ、教育委員会と連携してまいります。

続きまして、里道等の取り扱いについての質問でございますが、1点目については、御指摘の水道管は民地である農地部分を占有しておりますが、町が農地部分を購入し、道路として管理しているものではございません。また、水道管については管が老朽化しており、別ルートで新しい管を敷設する計画を検討しておりますので、現段階で権利設定を行うことは考えておりません。

2点目については、現在、国から譲与を受ける時点で、里道としての機能が存在したかどうかについて調査中であり、今後は調査結果を基に適切に対応をしてまいります。

3点目については、法定外公共物として国から譲与を受ける際の資料に記載されており、町が管理を行っております。また、譲与資料と公図のそごについては現在、広島法務局に確認を依頼しております。

4点目については、現在、解決に向けて、土地所有者と協議を行っております。

5点目について、必要に応じて里道等の付け替えや払下げなどに伴う登記を行っております。点検管理につきましては、平成23年度に市街地を中心に点検を行うとともに要望等に基づいて、適宜、必要に応じた点検や修繕などを行っております。また、境界立会等においては、公図等の資料に基づいて、町の考え方を述べさせていただいており、法定外公共物の取り扱いについては、広島県が策定した国有財産管理事務の手引きに基づいて適切に事務を行っております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず、学校設置者の解釈を変更しておりませんということですが、変更したじゃないですか、6月議会において。兼山議員の質問で、兼山議員は学校設置者は町長であると思うけども、誰なんだという答弁を求めたわけですよ。教育長が教育委員会が学校を設置しておりますと、兼山議員に答弁したわけですよ。兼山議員の答弁

では。その後、二、三人の議員の答弁が終わった後、訂正したじゃないですか。議事録を見ると、先ほど、兼山議員に対する答弁の中で誤りがありましたので、お詫びをして訂正させていただきますと、地教行法並びに海田町立学校設置条例を改めて確認しましたところ、小中学校の設置は海田町となっております。海田町が設置するものでございました、重ねてお詫びして申し上げます、大変失礼をいたしました、間違っておりましたと訂正したじゃないですか。兼山議員が質問するまでは、教育長は少なくとも学校設置者は教育委員会だと思ってたから、そう言って答弁したんでしょう。それに基づいていろんな答弁をこれまでされてこられたわけでしょう。違うんですか。解釈変更はしていないといって、その場で教育長が訂正されたんですよ。間違っておりましたと。海田町ですと、学校設置者は。これ、解釈変更ではないんですか。これは何なんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂） 6月議会におきまして、私が法律の解釈を勘違いしておりまして、その法の解釈をそのときに誤って勘違いしておりましたことを訂正してお詫びをしております。法の解釈としては、従前から学校の設置者は地方自治体であり、それから執行機関として教育委員会ということでございましたけども、そのとき、私が法の解釈を誤って答弁したことで混乱をさせました。そのことについて誤った解釈をそのときにお答えしたことについては、お詫びをさせていただいて、訂正をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡） それってちょっと無責任じゃないですか。組織の長たる者が学校設置者が誰であるか勘違いをしておりました、そんな話ってあるんですか、大体。担当者なんて言っているんじゃないんですよ。ちょっと無責任過ぎるんじゃないですか。それと、今の教育長は、そういうふうに分の勘違いだったと言っているけども、そう捉えてないですよ。なぜかといったら、その後、それを受けて議長がどう言ったか、休憩前に引き続き、本会議を再開します、この際、議長より申し上げます、先ほどの教育長の発言には学校設置者は教育長ではなく町長であるという訂正を受け、議事を進めてまいりますと、改めて執行部に申し上げます、答弁においては法令等十分に理解し、発言するように注意してくださいと、それで議長が言われているわけですよ。私もこれ、非常に正しいと思う。学校設置者は海田町。海田町が何か行為しますか。海田町、行為なんかできないでしょう。実際に行為するのは町長、執行権者である町長において何かの行為をす

るわけでしょう。例えば、海田町には徴税権、町民から税を徴収する権利がある。だけど、実際に町で納めろという納税通知は誰で出します。海田町で出しますか。海田町長西田祐三として税金を納めなさい、納税通知を出すじゃないですか。また、それに対して不服がある場合にどうするか、不服申し立て、例えば裁判するとき、海田町相手取って裁判をして裁判所は受け付けてくれますか。被告を海田町長西田祐三として裁判を提起するんじゃないですか。違いますか、総務部長。不服があるとき、裁判を提起するとき、海田町名で裁判所へ出したときに受け付けてくれますか。どうなんですか。今まで海田町も裁判を受けたことあるでしょう。弁護士が所定のフォームで出してくれていますよ。海田町を被告として裁判提起されますか。たとえ、損害賠償請求だとか。どうなんですか。ちょっとお聞きしますよ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）裁判の件もございしますが、議員御質問の学校設置者、これにつきましては、あくまでも学校教育法第2条1項に、学校は国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置できるとありますので、地方公共団体、これはあくまでも団体としての海田町が設置するもので、町長単独で設置するとか、教育委員会が設置するとかそういうものではなしに、海田町が地方公共団体として設置しておる海田町立という解釈で学校設置者は法人海田町であるという解釈になろうかと思えます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）私、そんなこと聞いてないでしょう。裁判するときに、被告を誰で受けるのかというて聞いているんですよ。海田町で受けるのか、海田町長西田祐三で受けるのかということを聞いているんです。どっちなんですかというのを聞いているんです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）当然に、裁判する場合は相手側を特定してということになりますので、もし海田町を訴えるのであれば海田町長ということになろうかと思えます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）私が言いたいのは、実際に行為をするときに、海田町は実際に行為なんかできないんだから、法的な能力はないんですよ、海田町は。法的人格はない。例えば、民間企業なんかだったら会社も法的能力、法的人格はあるけども、行政機関なんかそういう能力はないんだから、だから、執行権者である町長がやるわけ。だから、議長もそ

ういう意味で、こういうふうに読み替えたんですよ。法令はそうなっていますよ。私も知っていますよ。だから、文科省の通達の中にも学校選択制を導入するかどうかは学校設置者である市町村が判断することだと言っているじゃないですか。法的には地方自治体ですよ。だけど、その最高責任者、執行責任者の名において執行されるわけだから、そのことを踏まえて、議長もそういう具体的に教育委員会から海田町に変更したという言い方ではなくて、教育長から町長に変更されたと、これで議事を進めますとあって、議事録に載っていますよ。議事録を確認されていますか。何やったら、今から6月議会の議事録を確認しますか。どうしますか。これ、議会で決めたことなんです、そういうふうに。総括として。それで違う見解があるんだったら、6月議会において訂正すべきじゃないですか。もう6月議会は終わっているんですよ。だから、そういう議事録が残っていますよ。私もこれ質問するときに、そういう議論があったから、学校設置者を海田町とするか海田町長とするか、どっちにしたらいいのかと迷ったけども、議長総括で議事整理として、海田町長と、学校設置者という表現があったから、そのとおり使ったんです。議会の運営の仕方が間違っているんじゃないですか。ちょっとそのところ、どうなんです。議会で議長がそういう整理を行ったわけですよ。それを今になって、これは違うとかと言われたってですね、違うなら6月議会の間に訂正しておかなきゃ、もう今さら6月議会の議事録訂正なんかできないですよ。どうするんですか、一体。ちょっと総務部長、どうするんですか、こういう場合。執行部として。6月議会で訂正すべきじゃなかったんですか、そうだと思うんなら。私は議長の判断は非常に正しい、執行権者として海田町長と読み替えた、教育委員会は教育長として読み替えた。だって、そうでしょう。学校設置者答弁してくださいとあって、海田町答弁してくださいとあって、誰が答弁するんですか。具体的に役職で指名しないと分らんじゃないですか。そのときは最高執行権者じゃないですか。そういう法律解釈からして、どうなっているのかなと思うんですけども、ちょっとしっかりした答弁をしてください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）今、下岡議員の方から御指摘をいただきました6月の議会の中で速やかに訂正すべきではなかったかという点については、至っておりませんことについてお詫びを申し上げます。それで、法解釈についてでございますけれども、学校設置者はあくまで地方公共団体たる海田町ということでございまして、その地方公共団体の事務をどういうふうに分担するかということにつきまして、地方自治法並びにそれを受けた地方

教育行政の組織に関する法律の中で、第23条にございますけれども、教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行するという規定がございます。その中に教育に関する事務が規定してあるといったような形でございますので、学校設置者としてはあくまで地方公共団体である海田町、そしてその事務を管理し、執行するのは教育委員会の権限、責任ということで法律につけられているということで、今回、先ほどのような答弁をさせていただいたということでございます。誠に申し訳ございません。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 次に、学校給食についてなんですけれども、要するに学校給食を、海田町は完全給食はやらないと、財政上の理由から。部分的な給食、ミルクの供給、提供、部分給食ですよね。完全給食はやらないと。現在のところ、その考えはないと。教育委員会で、ほかの市町の事例を研究しているということですけども、私からしたら、やる気がないんなら、ほかの市町にアンケートなんか出してえらい迷惑を掛けているだけじゃないかと思うんですけども、調べる以上は、やはり何らかの検討をする必要があると思っているから、ほかの市町の状況を調査されているんじゃないんですか。全くやるつもりがないのに、ほかの市町に調査を掛けるんですか。調査を掛けた意図というのはどういうことですか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 22市町に対してアンケートを行ったということにつきましては、実際に様々なパターンの給食が行われておりますので、どのような成果があり、どのようなデメリットがあったか、どのような課題があったかということなどを知るためでございます。現在、その調査した内容を整理して、成果と課題を明らかにして検討を進めているところでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） だから、そういう精査して検討するというけども、さっきの兼山議員の答弁でも、私の答弁でも一緒ですけども、イニシャルコストだとかランニングコストを考えると、慎重にならざるを得ないみたいな、はっきり言うたら、現時点では考えてないというような答弁ですよ。それなのに、何でそんなことを調査研究するんですか。時間の無駄じゃないですか。これについては、そちらも調べられているから、同じような結果が出ると思うけれども、8月31日付けで某全国大手紙が福山市実施2割から全校導入へ

計画と、福山市が今現在のところ、35校のうち7校が2割です。5分の1が完全給食を実施している。これを全市、福山35全部の中学校の導入に向けて計画を開始したと。これがメインテーマです。

御存じのように完全給食というのは、主食、御飯ですね。おかず、牛乳、この3点が全部そろったのが完全給食だということで、その手法とって、さっき言われたから、その完全給食のやり方には自校で作って提供する、あるいはセンター方式、給食センターで作って学校に配る、あるいは親子方式、どこか一つの学校、親が作って、ほかの、自分のところもそうですけども、ほかの学校にも配る、親子方式。それと、選択方式とって、これは従来、海田町でもやったデリバリー方式ではないかと思うんですけど、弁当か業者が作ったものを学校に持ってきて、それを選択させるという選択方式。これが完全学校給食ですよ。この報道によると、2年前の調査では公立中学校の中では全国平均は88.8パーセント、広島県では71.8パーセント、これが完全給食を実施していると、2年前ですよ。広島県、まだ全国に比べたら少ないけども、全国的には9割近くが完全給食を実施しているんです。実施している学校の状況なんか言うと、広島県では18市町が100パーセント完全給食を実施していると。エリアの中の全部の中学校でやっている。23のうちですよ。五つだけが完全給食がまだ全部行き届いていないということです。その中に海田町も入っています。海田町はミルクだけ提供しているわけですから、部分給食。世羅町なんていうのは、補食給食とって、おかずとミルクは提供するけども、主食である御飯は家から持ってきて下さい。世羅町は御存じのようにお米どころですから、保護者の希望等があって、御飯は持参ということになってるんだと思うんですけど、近隣でも安芸郡4町でも、皆何らかの形で導入してるじゃないですか。坂町もセンター方式、府中は自校で作ってやっている、熊野町はさっきの選択制、デリバリーと弁当の選択制ですよ。こういう実情があるじゃないですか。何で海田町がやらないのか。例えば、子ども会の役員さんなんかから、下岡さん、何で海田町は、中学校は学校給食をやってくれないんですかと、お金がないんですかと。そりゃ、すぐ財政問題だと思いますよ。海田町の財政って、そんなに厳しいんですか。財政上の理由で、先ほどもやらんみたいな答弁があるけども、財政力指数、先ほども決算審査意見書、この中にも財政力指数というのが出てました。平成28年度で財政力0.797。これって広島県の中でも高いんじゃないんです。財政力指数というのは、どれだけ自分の力で財源を調達できるか、国の交付税、支援に頼らないで調達できるかという指数ですよ。これについて、直近、いつで

もいいですから、広島県は相当高い財政力指数だったと思いますけども、これ、どうなんですか。財政課長か企画部長。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）平成28年度財政力指数については、御指摘のとおり、0.797、0.80で、県内においては指数の高い順から言うと、第6位、6番目の高さでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そうでしょう。財政力指数、収入力ですよ。一般家庭でも収入力がある、早く言ったら所得力ですよ。どれだけ稼げるか。海田町、23市町のうち6番目じゃないですか。上位4分の1ですよ。大半の18の市町で完全給食やっておるのに、海田町ができない、何でできないのか、保護者に聞かれてどう言って説明するんです。海田町、お金がないんですかと言うから、いや、そんなことない、お金ありますよと。じゃ、なぜやってくれないんですかと。それは行政の判断。行政がやりたくないから、やらんのだでしょうと。こう言うしかないですよ。だから、ほかの市町の状況を聞くのもいいけども、海田町の保護者の方がどう考えておられるのか、ちゃんと意見を聴くべきじゃないですか。何で聴かないんです。ほかの市町のことを聞いたってしょうがないでしょう。自分のところの保護者がどう考えているか、まずそこを聴くべきだと思うんですが、どうなんですか。そこは。保護者の意見を聴くつもりはありますか。どう考えておられるのか。ついでに言わせてもらおうと、先のどういう方式の中で、デリバリーについては非常に人気が悪い。熊野町がそうですけれども、今のデリバリーを選択した者が34.6パーセント、尾道がやっぱりデリバリーだけど、2割ぐらいしか申し込みがない。デリバリーだったら、子どもからしたら、親の作ってくれた弁当の方がありがたいと思いますよ。学校給食の完全な、福山市でアンケートをとって完全給食についてアンケートを取ったところ、生徒で約半数、保護者では9割以上がこの完全給食がいいという評価をしているんですよ。だから、デリバリーでは、県内市町の多くはこのデリバリーをやっているみたいですけども、やっぱり考えるときには完全給食で、海田町で調理したものをちゃんと出してあげるということを考えるべきだと思いますよ。

また、別の情報、これ、最近中国新聞か何かに出てたあれなんですけども、子どもの栄養が所得で格差という記事があります。これは新潟の大学の先生が東日本で調べて、所得と栄養の格差があるかどうか調べたものがあります。所得を年収で3分の1ずつ、上位3分の1、中位3分の1、下位3分の1ということで調べた。そしたら、年収下位

3分の1の子は、そうでない子に比べると、成長に欠かせないたんぱくや鉄分の摂取量が少ない。栄養面の格差があることが分ったと。これは小学5年生。5年生だから学校給食やってるんだけど、土日はないから、平日は野菜だとか魚介類を学校給食で賄っているから必要分は平日はほぼ賄われているけど、土日はそれが賄われないから、その分が差になって出てきているということで、この大学の先生いわくは、たんぱく質や鉄は子どもの筋肉、内臓、骨の成長に不可欠で、これを摂らないと免疫力が低下して風邪を引きやすい、貧血を起こしやすいなど、目には見えづらい不調が貧困層の子に出るおそれがあると、こういう調査結果が出ているんですよ。こういうことを考えたら、やっぱり、ちゃんと学校で栄養面を考えた食事提供をするべきじゃないですか。特に中学校ですよ、一番伸び盛りの。それらに対する配慮が全くない。ミルク、栄養補助ですよ。これさえ出しておけばええのかという議論ですよ、海田町の場合。どうなんですか。再度、そういうことを考えてもやるつもりがないんですか。それだけ財政的に厳しいんですか。これ、はっきり言わせてもらおうと、政治判断の問題じゃないですか。やる気があるのかないのか。そうだと思いますよ。ちょっと答弁を求めます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）答弁の繰り返しになりますけれども、現在、他の市町を調査しております。そうしたことも含め、また初期費用、維持に係るコストも含めて、慎重に検討をしている段階ということでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）慎重に検討、慎重に検討と言うけど、何で慎重に検討する必要があるんです。こういう周囲の状況だとか、先ほどの子どもの栄養格差だとか考えたら、海田町、子育て支援だとか、いろんなことを言っとるわけでしょう。今、全国的に問題になっているのは貧困の連鎖ですよ。低所得層の子どもはこんな栄養状態に置かれている。それを改善するつもりがないと思われてもしょうがないですよ。

次、学校選択制の採用について。これについても、教育委員会の見解というのは、広報の2月号にも出ていますけれども、平成23年度から小中一貫教育を推進しております。一つの小学校から二つの中学校へ分かれて進学している状況を見直す必要があると判断するということを言っているんですよ。学校選択制と全く反対の方向ですよ。世の中の流れは学校選択、国、文科省がそういうふうに指導しているんですよ。保護者や地域の声を踏まえてしっかり議論しなさいと、いつどういう形で議論したんですか。私、

ここへ出してるとき、文科省の通達が来ていると思いますけれども、どういう形で検討されたのか、ちょっと具体的に答弁してください。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）保護者からの意向と学校の意識調査と把握する、それからPTA要望等も受けておりますので、そういった中から御意見をいただいております。そういった意見を基に、校長等からも意見を聴き、また町としての教育の施策もありますので、そういったものと照らし合わせた上で、現時点で現体制で行うのが海田町にとって良い体制ではないかということで、新たに学校選択制等を導入していないものでございます。

このことについて併せて1点申し上げますけれども、御質問の中にありました国が示した平成17年の閣議決定の方向性でございます。全国的な普及を図るとというのが平成17年に出たんですけれども、実は平成21年に閣議決定が少し変更になりまして、その全国的に普及を図るというのは、そこで落ちております。

つまり、国の方向も少しずつ変わっておる現状がございます。その背景にありますのは、その当時、地方教育審議会で、この学校選択制については地域によって状況が違っているので、全国一律に導入促進をすべきでないという意見が出たり、あるいは学校選択制の問題点として、従来の地域と学校の関係が希薄化するというふうな懸念も出ておりました。そういう複数の意見があった上で、国の方では一律に普及するという表現を改めております。

また、御紹介にありました事例集も第5集が出たときには、学校選択制を導入して、うまくいかないので廃止をした事例も事例として出ているというような状況がございまして、世の中の状況もまた変わってきているところがございます。そういったことを加味して、教育委員会としては、現体制が子どもたちのために良いと判断したところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）教育委員会が判断したとか、方向が途中で変わったとか、確かに規制改革の流れというのは、例えば総理大臣なんかによって考え方が違いますから、岩盤規制は駄目だということで、小泉さんなんかやった時代ですよ。そういう時代にそういうことが出て、全国的に教育委員会にそういう通達が出たら、普通は検討するでしょう。その後、21年か何かに方向が修正になったというのは、その後の話じゃないですか。出たときになぜやらなかったのかと聞いているんですよ。検討しなかった。教育委員会として、

学校選択制を不適切だと判断したと。違うでしょう。文科省とか国なんかは学校選択制導入の是非について、児童、生徒や保護者を含み、地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよといっているんですよ。それを無視して、教育委員会の判断で不適切だと、やらなかったんです。ほかのところは大体そういう通達が出たらやりますよ、文科省の指導だから。だから、今の23市町のうち、広島だとか主なところは皆やっているじゃないですか。近隣では、熊野、坂、府中も学校選択制ではないけれども、通学区域弾力化ということで弾力化の方策を打ち出しているんですよ。東広島でも。近隣では海田町だけですよ、そういうことを全く検討していないのは。どうなんですか、町長、そういう状況を踏まえて。学校選択制について。事務局としては教育委員会かもしれないけども、ここにもあるように学校選択制の是非について、設置者である市町村の判断だと言っている以上は、町長も知りませんで済む話じゃないと思いますよ。ちゃんと検証すべきではないですか、そういう過去の経緯を踏まえて。今、教育長はデメリット、地域との関係が希薄化するだとか、デメリットばかり言うけども、メリットも非常に大きなメリットがあるから、国も検討するようにと出しているんです。2月議会でも私この問題を取り上げて、保護者にアンケートを取ったりしてから、審議会か何かで検討すべきじゃないかと言っているの、教育長、するつもりはありませんということなんだけど、町長も同じスタンスなんです。まずいんじゃないですか。ほかの市町はそういう過去の検討をやっていて、ある方向に進んでいるのに、海田町は全く逆の方向ですよ。小中一貫教育のためには通学区域変更を安易に認めるべきじゃないみたいなことで、反対方向に行っていますよ。実際にそれをやったら、今言っているように、将来、海田中学はエリアとしてまだ人口が増え、子どもが増えるから、どんどんマンモス化するし、西中エリアは子ども数が減少するから少人数化ですよ。固定してしまったら、小学校と中学校をリンクさせてしまったら。いろんな困る面が出るんじゃないですか。一方はマンモス化、一方は少人数化。例えば、校長先生も生徒数が少ない方が目がよく行き届くでしょう。多くの生徒まで校長先生、目が行き届かないじゃないですか。生徒指導上の問題。また、教育するにしたら、教えるにしたら、少人数の方がやりやすいでしょう。

それかどうか知らないけども、海田中学と西中では大きな学力差が今出てきているじゃないですか。そういうこととか、きちっと検証しないと。今回、4月に行われた全国学力テストの結果が出ましたが、中学校において安芸郡4町を比べたときに、大して差はない。海田町も普通というか、ほかの3町と比べて普通というか、良くも悪く

もないような位置ですよ。小中学校一貫教育をやったからどういう効果が出ているんですか。平成23年からやったんやから、もう6年ぐらい経っていますけども、この安芸郡4町の中学校のテスト結果を見て、明らかに有利であったという結果は出ていませんよ。小中一貫教育をやったら効果的だという証明なんかどこにもない。教育長は小中一貫教育だ、小中一貫教育だというけど、そういう主張だけであって、きちっと小中一貫教育が効果があるんだという証明、今まで聞いたことないですよ。ちゃんと証明できるんですか。例えば、全国学力テスト結果なんかで。お尋ねします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（田坂） まず、学校の成果というものの指標というのは様々あろうかと思います。

学力も大変重要な指標の一つでありましょうし、そのほかにも中々数字で測りづらい、定量的というよりも定性的で測るべきものもございましょう。運動部活もありますし、それから心の問題なんていうと、中々測りづらい問題があると思います。そういう様々な子どもたちの状況を一つの指標だけで測るというのが難しいということと、それから小中一貫という海田町の制度以外にも様々な施策を打っておりますので、そういったものとの関わりもあります。ですので、一つの指標で一つのことを測るというのは難しいと考えてございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 一つの指標でと言いますが、それ以外の指標で言いましょうか。不登校比率、広島県平均、中学校の不登校生徒比率は平成27年度ベースで2.6パーセント、海田町5.2パーセント、最悪じゃないですか。一つの指標だけじゃないでしょう。例えば、学校のあれにしたって、海田中学校は集中指定校になっとるじゃないですか。それと、学校選択制がどういう関係があるのかわからないのかと言われても、こちらも困るけどもですね。こういう状況を見たときに、いいところばかりじゃなくて、やっぱり悪いところもきちっと見て判断すべきじゃないですか。ちょっとこちらから学校設置者、海田町ですよ。町長、副町長から今後の対応策について何もないんですか。教育委員会にやりっ放し、させっ放しですか。ちょっと答弁してください。どういう方向で今後やっていくのか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 第1答弁で申し上げましたように、私としては学校教育の充実に向けて、今後も国や県の方向性を視野に入れつつ、教育委員会との連携、実際には総合教育会議

等ございます。そういったところの中で、しっかりときちんと議論をさせていただきながら、今後の方向性も含めて議論させていただきたいというふうに思っておりますので、その点で御了解いただければと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）総合教育会議の場で、その学校選択制の問題は検討していくと。学校給食についてはどうなんですか。同じように総合教育会議の場で検討されるおつもりがあるのかないのか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）学校の選択制に関しては特異な町がございます。海田町は特にコンパクトな町でございます。異形な町もいろいろあると思います。そういった環境の中で、選択制がいろんな形で導入されてきている。先ほど、教育長の話もございましたが、そういった状況の中で、一度、そういった選択制を導入したらどうかという見直しも、そういった結果から出てきたというふうに考えてきておりますので、そこらの位置の関係も含めながら、距離の関係ですね。距離からそういったところを踏まえながら、コンパクトな町の優位性をしっかりと議論していきたいなというふうに思っておりますので、地域の実情を踏まえて、やはり考えていかないといけないと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）次、里道等の取り扱いについてですけども、1点目、国信浄水場の導水管を敷設したところの問題については、水道管については管が老朽化しており、別ルートで新しい管を敷設する計画を検討しておりますので、現段階で権利設定を行うことは考えておりませんと言うけれども、これって、登記する意思がないということを言っているんですよね。登記する意思がないと。どうなんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）権利の設定をすることは考えておりません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ちょっと海田町がそういうことを言っているんですか、登記について。現況を、田んぼの下を導水管が走っていると、管理上、その上の土地を何かあったときには使わなきゃいけないから道路にしたわけでしょう、海田町が。購入して。そこを登記する考えがないと。長年登記していない。地主から登記してくれと、地主さんから見たら、もう高齢で後々にどうなるか分らんから、ちゃんと登記をしてほしいと、それはも

っともな希望ですよ。そもそも登記というのは自分たちの権利を守るためにやるんじゃないんです。仮に、善意の第三者に渡る、高齢の方ですから、相続人といったって、今、日本におられん、外国におられるから、よう事情が分らんから、例えば宅地開発業者なんか売られたと、宅地開発業者が、この道要らんからといって潰してしまって、宅地にしてしまったらどうなるんですか。それは困る、町が買ったもんだって、通りませんよ。登記、なんですか分っているんですか、海田町は。自分の権利を他人に対して対抗するために権利設定するんじゃないんですか。紛争の元になりますよ。買った業者が、今言うように事情を知らないで買ったら、ここを潰すと、いや、困ると。これは海田町が買ったもんだ、登記されてないじゃないかと。必要ならまた買い戻せという話にもなりかねん話でしょう。普通、あり得ない話。逆に海田町が進んで登記設定すべき性質のもんですわ。それが今、これもう老朽化して、これを替える予定だからしないと、全く理屈がどうなっているのかと思いますけども。そういうことがおかしいんじゃないかといって指摘しているのに、自分たちの都合で、ここはもう使わんようになるからいいんだと、登記しないんだと。多分、これも財政は町なんだもんで、手数料は官のあれですから、官が原因ですから、原因者が負担しなきゃいけないから、測量して登記する費用がもったいないか何かでやらんと言っているんでしょうけども、そんなんでもいいんですか、本当に。総務部長、どうなんです、その辺は。今じゃ、通らない話ですよ。売買してから登記しない。平成17年以前は、それはそれで通ったかもしれないけども。将来のことを考えたらおかしいと思いませんか。再度、答弁してください。おかしくないかと。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）今、御指摘の土地でございますが、町で購入はいたしております。埋設時においては、その当時あった通路に埋設しておりますが、承諾書はございませんが、土地所有者からは理解を得た上で無償で埋設されたものと理解しております。これまで異議申し立てなどなかったことから、合意が継続されているものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）異議申し立てがあるとかないとかいう問題じゃないでしょう。自分たちの権利を確保するために登記したらどうかということを言っているのだからですね。人から異議申し立てを受けたからやるとかいう問題じゃないでしょう。全く登記の考え方が

おかしいかと違いますか。

次、行きます。２点目については、国から譲与を受ける時点で機能が存在したと、適切に対応してまいりますと言っているけれども、これ、早くやらないと近隣で予定される宅地造成のための境界立会だから、業者は困りますよ。早く方針を出して決めないと。

その他、ずっと見ても、どう見ても適切に（ブザー音）。

終わります。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）下岡議員の学校設置者の責任についての再質問の中で、私の方から御答弁を申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律を引用して御説明を申し上げましたが、私、先ほど23条と申し上げましたが、21条の間違いでございます。重ねてお詫びを申し上げます。

○議長（桑原）

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前９時から本会議を開催しますので、御参集ください。本日は御苦労様でした。

午後４時３０分 延会